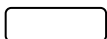





第 1 部

広島県の男女共同参画の現状

(注) コメント欄の  の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

データを更新したものには  印を、新たに掲載したものには  印を付けています。

また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。

1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

環境づくり

■ 職 場

1 雇用者

雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は女性41.6%、男性72.8%

平成 29 (2017) 年の女性雇用者数は 591 千人で、男女雇用機会均等法施行(昭和 61(1986)年)前の昭和 57 (1982) 年と比較すると、35 年間で 238 千人 (67.4%) 増加しています。

一方、男性雇用者数は 723 千人で、58 千人 (8.7%) の増加となっています。

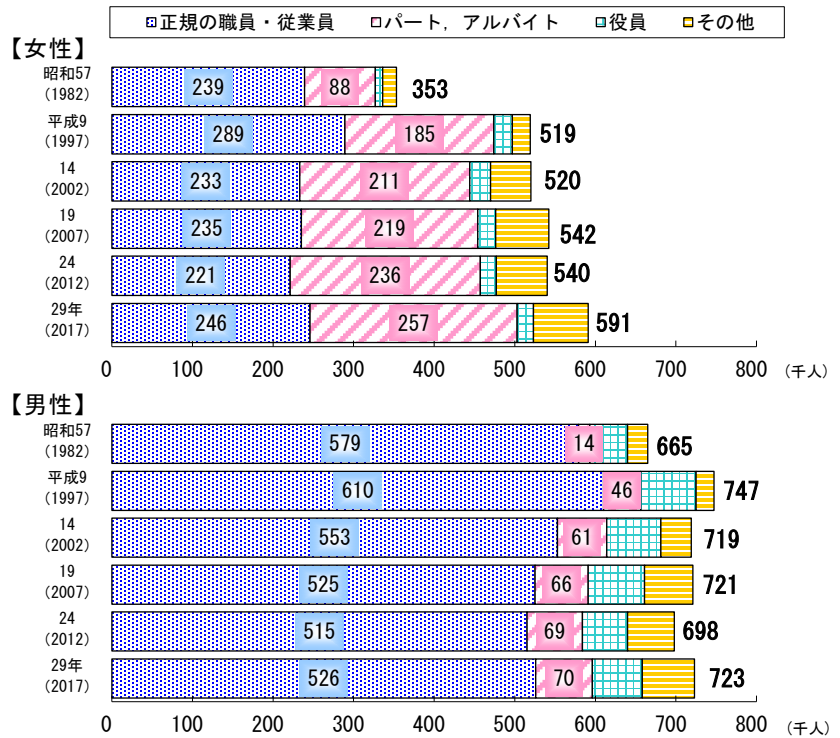
雇用形態別に見ると、平成 29 (2017) 年の正規の職員・従業員の割合では、女性は 41.6% で、男性の 72.8% を大きく下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員等)の非正規就業者の割合では、女性は 55.0% (平成 24 (2012) 年度は 55.4%) で、男性の 18.7% (平成 24 (2012) 年度は 18.2%) を大きく上回っています。

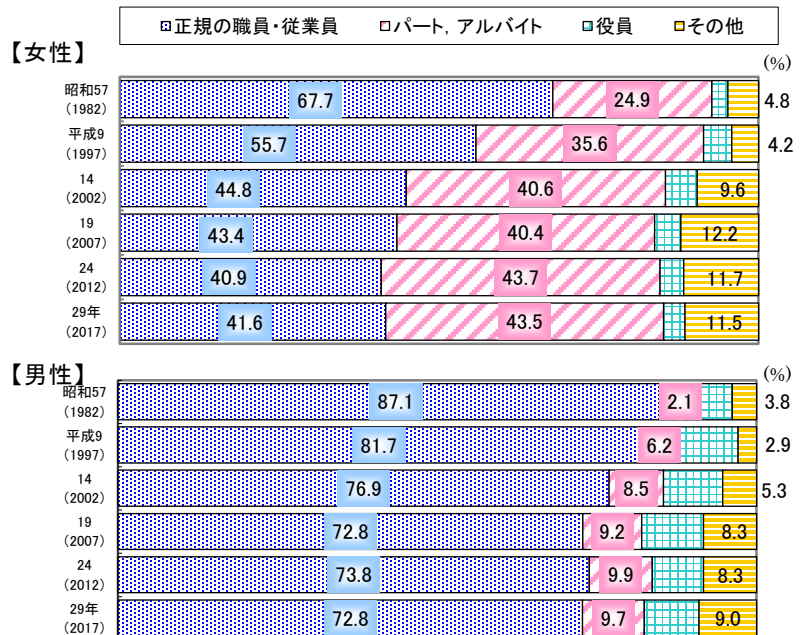
【男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)】

雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和 61 (1986) 年に施行。平成 11 (1999) 年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行されました。また、平成 19 (2007) 年には、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法が施行されました。

雇用形態別に見た雇用者数の推移



雇用形態別に見た雇用者数の構成割合の推移



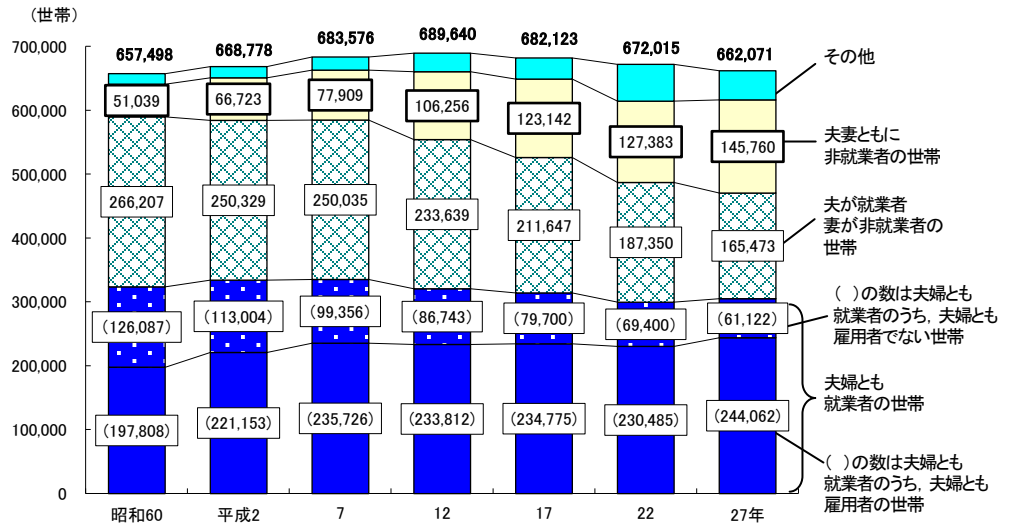
(注) 雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員等)、「役員」の四つに区分
資料：総務省「就業構造基本調査」

夫婦の就業・非就業別に見た夫婦のいる一般世帯数の推移

平成 27 (2015) 年の夫婦のいる一般世帯数の総数は 662,071 世帯となっています。

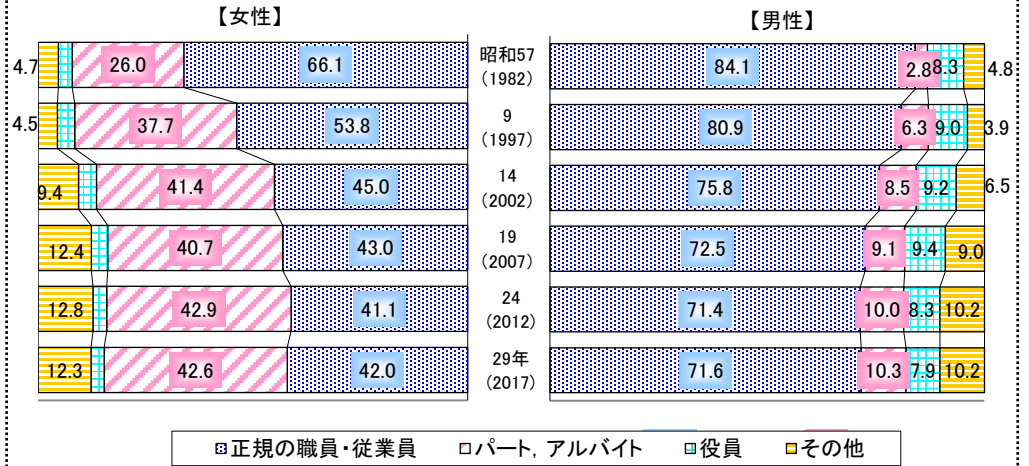
夫婦とも就業者の世帯は 305,184 世帯で、全体に占める割合は 46.1% となっています。このうち、夫婦とも雇用の世帯は 244,062 世帯 (80.0%) で、その割合は上昇し続けています。

夫が就業者、妻が非就業者の世帯は 165,473 世帯で、全体に占める割合は 25.0% と下降を続けています。



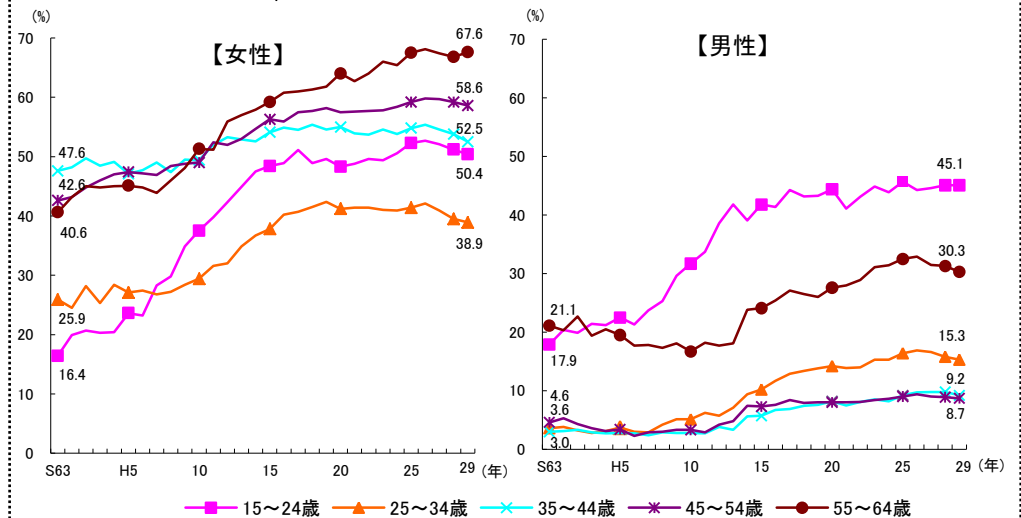
資料: 総務省「国勢調査」

【参考】雇用形態別に見た雇用の構成割合(%)の推移(全国)



(注) 雇用形態: 雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員等)、「役員」の四つに区分
資料: 総務省「就業構造基本調査」

【参考】年齢階級別非正規雇用比率の推移(全国)



(注) 非正規雇用比率 = (非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員 + 非正規の職員・従業員) × 100。
「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値(平成 13 (2001) 年以前は「労働力調査特別調査」の各年 2 月の数値)により作成。
「労働力調査(詳細集計)」と「労働力調査特別調査」では、調査方法、調査月等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
資料: 総務省「労働力調査(詳細集計)」

2 労働力率

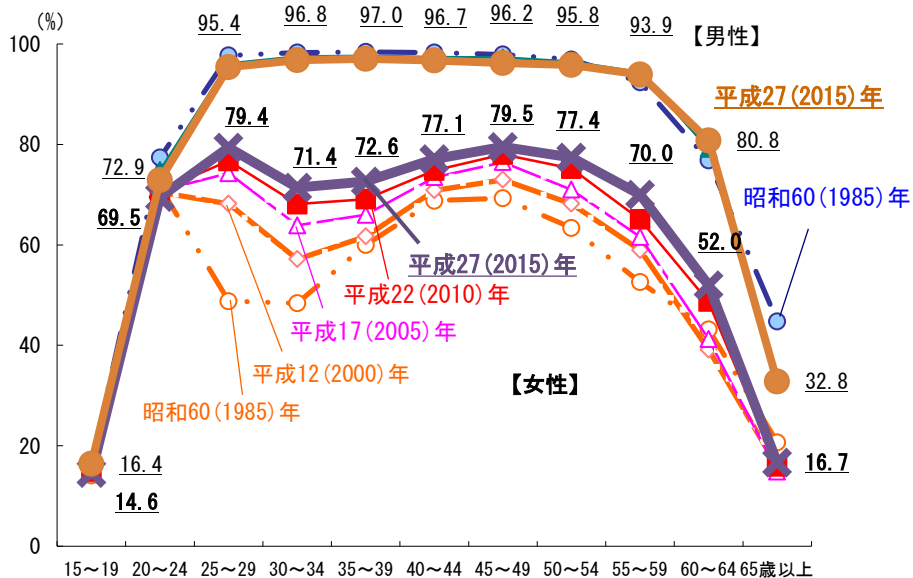
女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

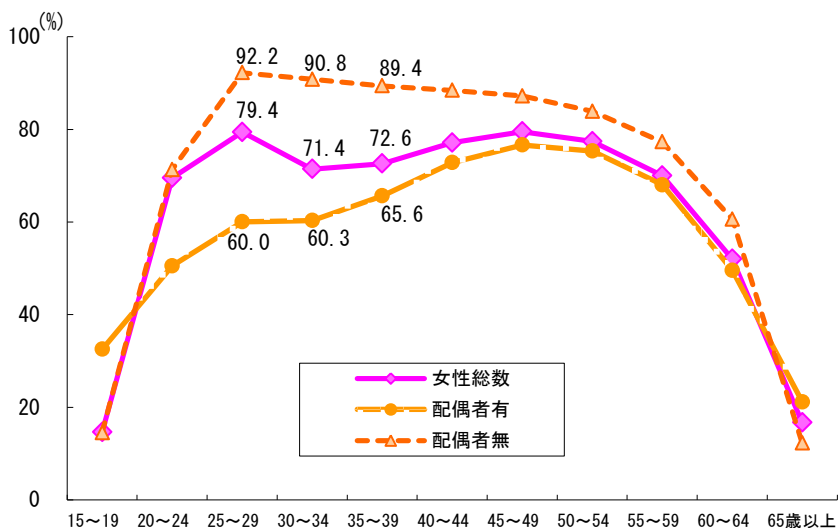
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは上方ヘシフトする傾向にあります。

また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。

年齢階級別労働力率

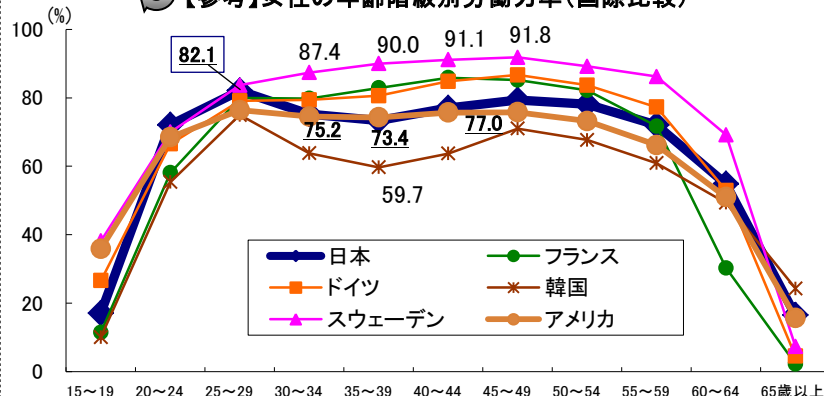


女性の年齢別、配偶関係別労働力率 [平成27(2015)年]



(注)労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合
平成17(2005)年調査からは労働力状態不詳を除いて算出している。
15歳以上人口 ← 労働力人口 (就業者(休業者を含む。)と完全失業者)
非労働力人口 (主に家事従事者、学生、高齢者等)
資料:総務省「国勢調査」

【参考】女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



日本は総務省「労働力調査(基本調査)」(平成29(2017)年),その他の国はILO「ILOSTAT Database」から作成。いずれも平成29(2017)年の数値。

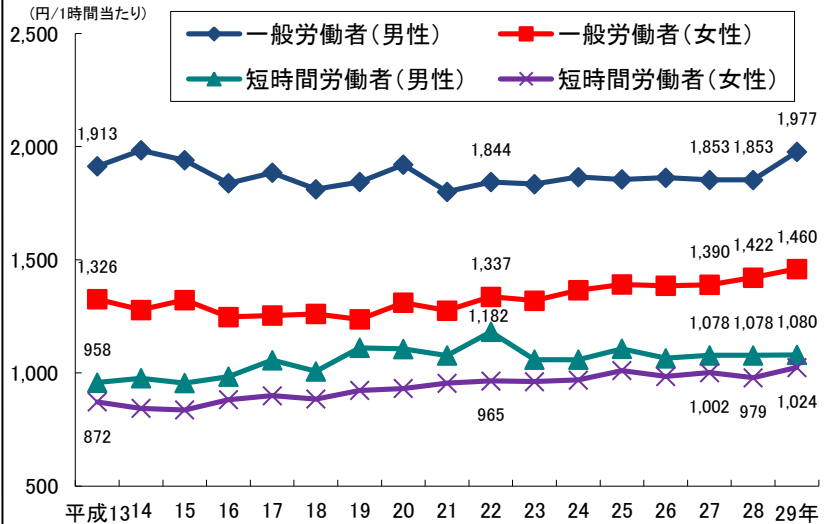
3 労働者の賃金

女性の給与額は男性の73.8%

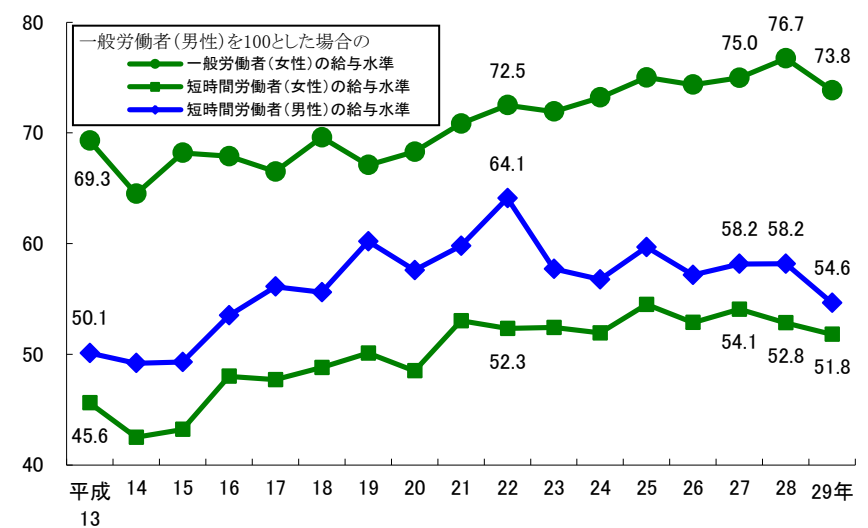
一般労働者（男性）の1時間当たり平均所定内給与額を100とした場合、一般労働者（女性）は73.8、短時間労働者（女性）は51.8、短時間労働者（男性）は54.6となっています。

これには、男女の平均勤続年数や管理職比率の差異、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことなど、様々な要因があると考えられます。

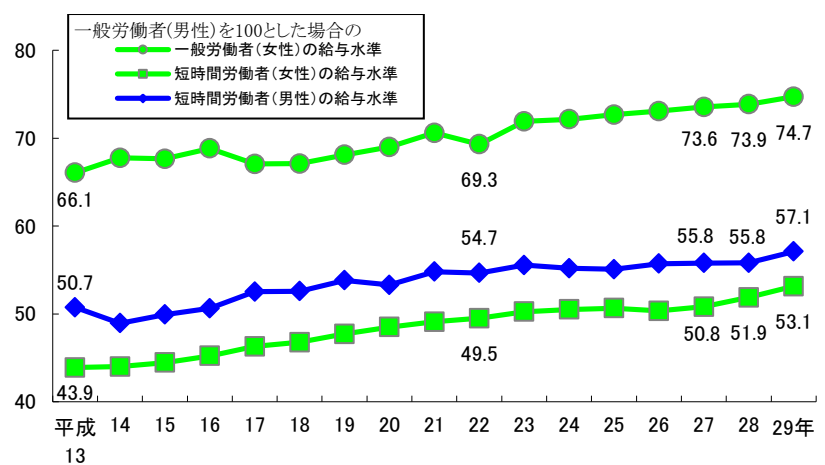
労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移



労働者の1時間当たり平均所定内給与水準対比の推移



【参考】労働者の1時間当たり平均所定内給与水準対比の推移(全国)



(注) 所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間当たり平均所定内給与額：各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者

短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

4 県内事業所の管理職

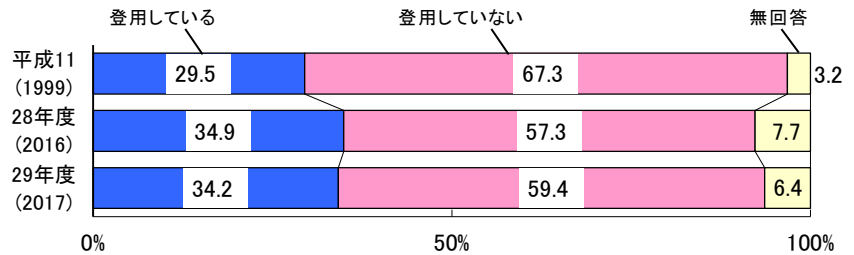
女性管理職を登用している事業所の割合は34.2%、管理職に占める女性の割合は14.1%

女性を管理職（課長相当職以上）に登用している事業所の割合は34.2%で、平成28（2016）年度の34.9%に比べ0.7ポイント下降しています。また、登用していない事業所の割合は59.4%で、前年度の57.3%に比べ2.1ポイント上昇しています。

管理職に占める女性の割合は14.1%で、全体と比較して300人以上の事業所での割合が低くなっています。

女性管理職が少ない又はいない理由は、「管理職に登用するのに十分な経験、能力を有する女性が少ない」（20.1%）が最も多く、次いで「適当な職種、業務がない」（9.8%）、「将来の管理職に就く可能性のある女性はあるが経験年数が不足」（9.2%）となっています。

女性管理職の登用状況【事業主調査】

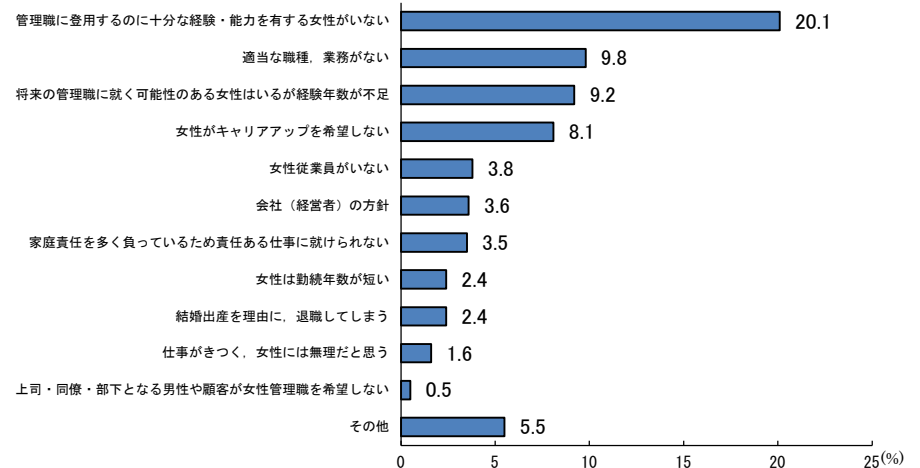


管理職に占める女性の割合【事業主調査】



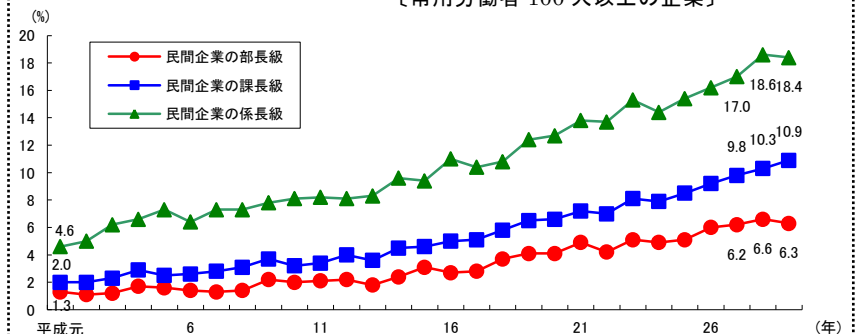
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社（平成11（1999）年度は2,000社）
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成28（2016）、29（2017）年度）
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成11（1999）年度）

女性管理職が少ない又はいない理由【複数回答】



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成29（2017）年度）

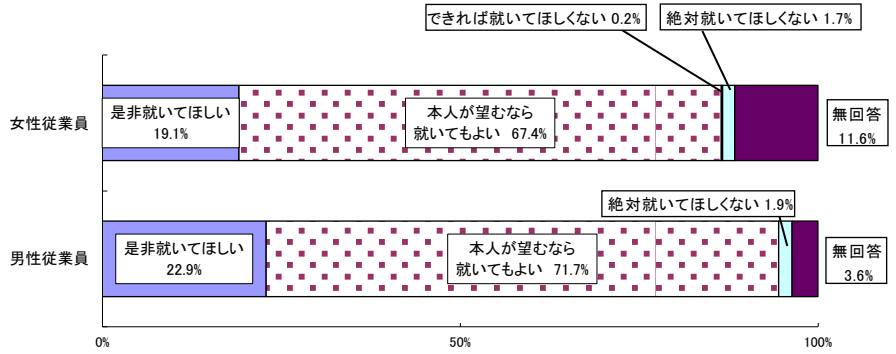
【参考】民間企業の役職別管理職に占める女性割合の推移(全国)【常用労働者100人以上の企業】



(注) 調査対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所。
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

女性が管理職に就くことについては、「是非就いてほしい」、「本人が望むなら就いてもよい」と回答した割合が女性従業員で 86.5%、男性従業員で 94.6%となっています。

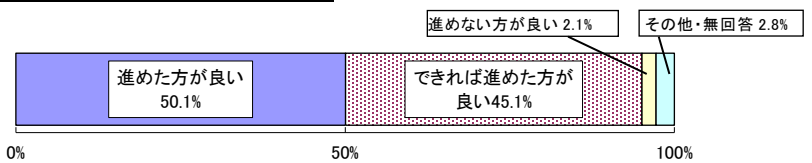
女性が管理職に就くことについて【平成 29(2017)年度】 【男女従業員調査】



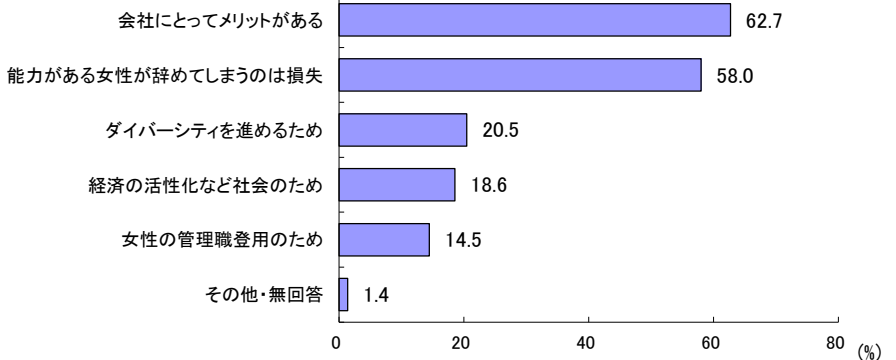
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 29 (2017) 年度)

女性のキャリア形成（より高い専門的知識や能力を身につけること）については、「進めた方がよい」、「できれば進めた方がよい」と回答した事業主が 95.2%となっています。その主な理由としては、「会社にとってメリットがある」（62.7%）、能力がある女性が辞めてしまうのは損失」（58.0%）などとなっています。

女性のキャリア形成について【事業主調査】複数回答

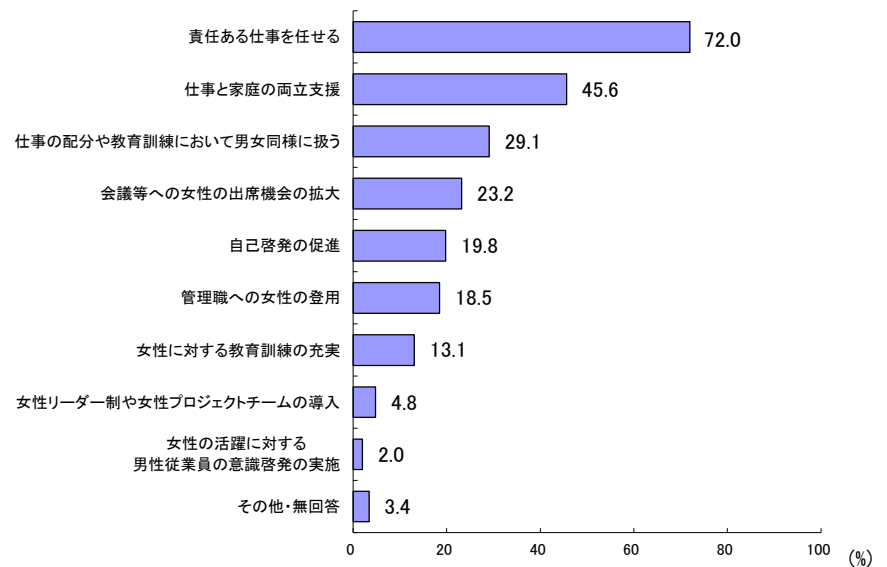


【進めた方がよい理由】



女性従業員の就業意識向上のための取組は、「責任ある仕事を任せる」が 72.0%で最も多く、次いで「仕事と家庭の両立支援」が 45.6%、「仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う」が 29.1%となっています。

女性従業員の就業意識向上のための取組【事業主調査】複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 29 (2017) 年度)

5 県・市町の職員及び管理職

県職員の採用者に占める女性の割合は48.8%

平成30(2018)年度の県職員の採用者数は205人で、女性100人(48.8%)、男性105人(51.2%)となっています。

県、市町とも女性管理職の割合は上昇傾向

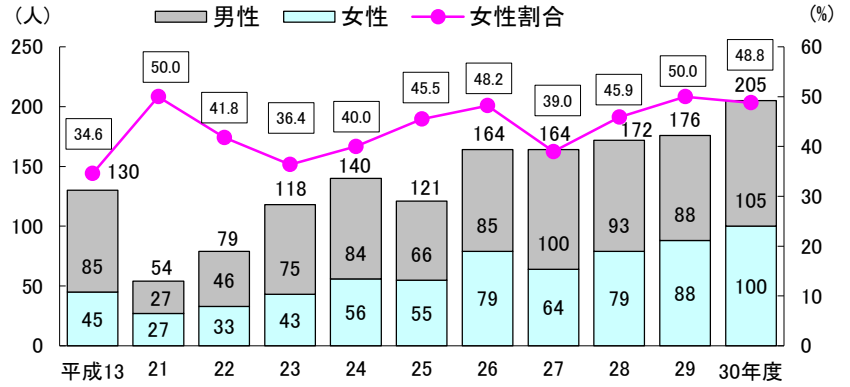
平成30(2018)年4月1日現在の県職員は6,187人で、女性職員2,298人(37.1%)、男性職員3,889人(62.9%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)の女性職員は27人で、全管理職389人に占める割合は6.9%となっています。

また、県内の市町職員は25,762人で、女性職員10,271人(39.9%)、男性職員15,491人(60.1%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)の女性職員は348人で、全管理職2,335人に占める割合は14.9%となっています。

県職員の採用状況



(注) 各年4月1日現在

採用者数：大学卒業程度試験，社会人経験者試験（23年度から実施），短大卒業程度試験（22年度，23年度及び29年度は実施なし），高校卒業程度試験及び身体に障害のある人を対象とした試験による採用者の合計

資料：広島県人事委員会調べ

職員及び管理職の状況(全国・県・市町)

[平成30(2018)年4月1日現在]

区分		総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)
県	職員数	6,187	2,298	3,889	37.1
	管理職	389	27	362	6.9
市町	職員数	25,762	10,271	15,491	39.9
	管理職	2,335	348	1,987	14.9

(注) 職員数には、教員及び警察官は含まない。

県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会，企業局及び病院事業局の一般職職員数。

なお、平成19(2007)年からは、県立大学教員は含まない。

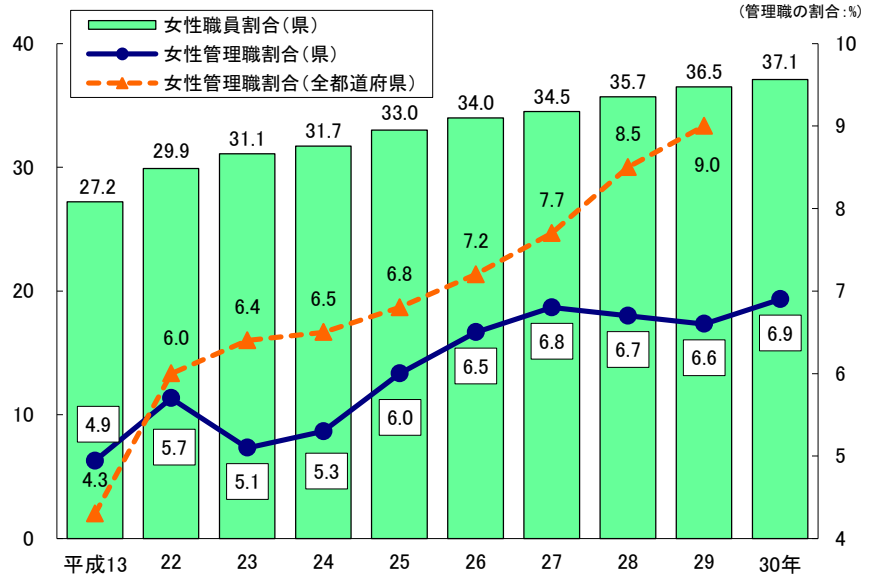
県の管理職の人数は、平成23(2011)年からは、課長級以上により集計。

市町の職員数は、市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数

資料：広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔県〕

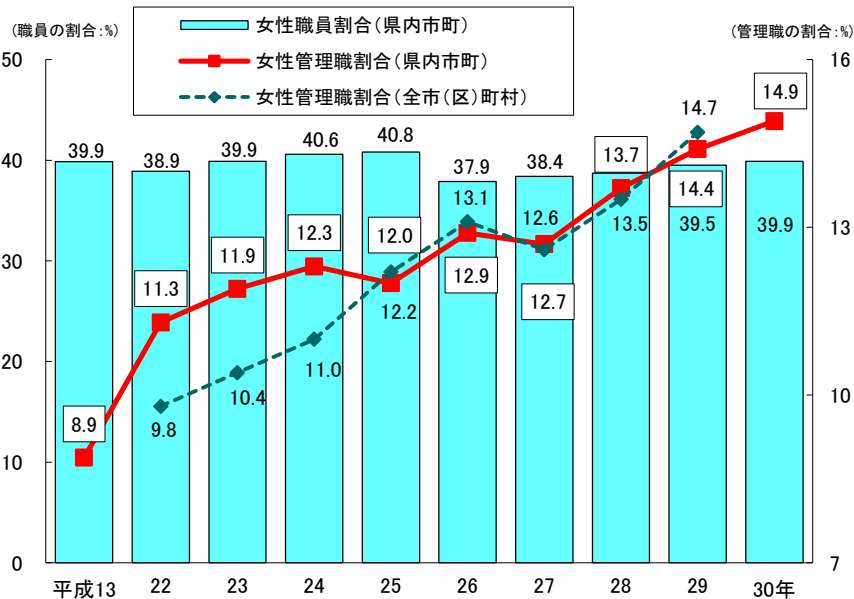
(職員の割合：%)



(注) 平成30(2018)年4月1日現在の全都道府県の女性管理職割合は、平成30(2018)年度内に内閣府から公表される見込である。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔市町〕



(注) 全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計されており、平成30(2018)年4月1日現在のものは、内閣府から平成30(2018)年度内に公表される見込である。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人権男女共同参画課調べ

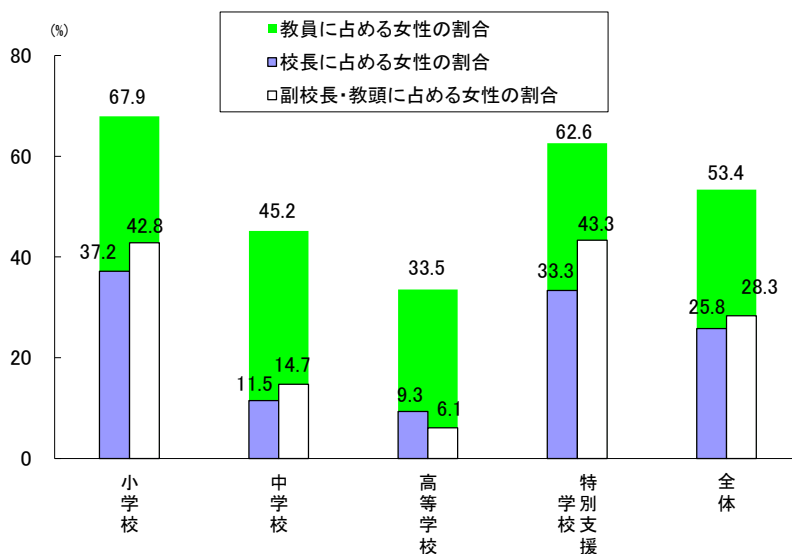
6 教員

教員総数の男女比はほぼ同率
女性管理職の割合は校長
25.8%，副校長・教頭 28.3%

平成29(2017)年5月1日現在の教員数に占める女性の割合は、小学校では67.9%となっていますが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれて、低くなっています。

女性管理職の状況を見ると、校長は25.8%，副校長・教頭は28.3%となっています。

教員、校長、副校長・教頭の状況



区分	教員数			校長			副校長・教頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,604	6,520	3,084	468	174	294	495	212	283
中学校	5,524	2,495	3,029	235	27	208	265	39	226
高等学校	5,455	1,828	3,627	129	12	117	181	11	170
特別支援学校	1,555	973	582	18	6	12	30	13	17
県全体	22,138	11,816	10,322	850	219	631	971	275	696
割合 (%)		53.4	46.6		25.8	74.2		28.3	71.7
【参考】全国	991,093	495,922	495,171	34,495	4,992	29,503	40,538	7,297	33,241
割合 (%)		50.0	50.0		14.5	85.5		18.0	82.0

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の計
資料：文部科学省「学校基本調査」(平成29(2017)年度)

(単位：人)

7 農林水産業における状況

方針決定の場への女性の参画状況の割合は、横ばい
女性が登用されていない組織数は減少傾向

農業協同組合の役員に占める女性の割合は7.9%、農業委員が13.4%、漁業協同組合の役員が0.8%などとなっており、横ばい傾向にあります。

また、女性がいない組織の数は、減少傾向にあり、平成22(2010)年と比較すると、農業委員会は8から1に、農業協同組合は4から0に減少しています。

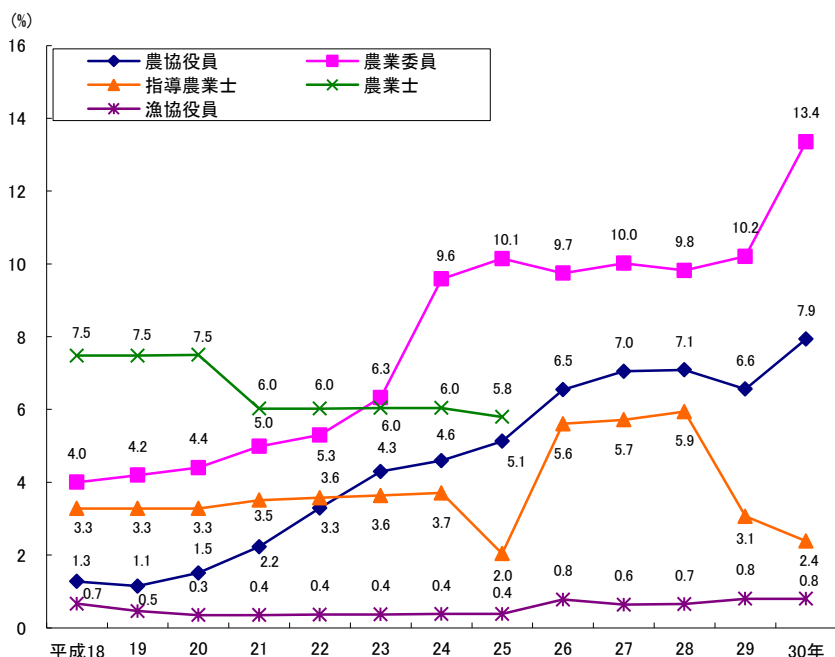
農林水産業における方針決定の場の状況

[平成30(2018)年4月1日現在]

区分	総数(人)	女性	
		人数(人)	割合(%)
農協役員	378 (381)	30 (25)	7.9 (6.6)
農業委員	292 (480)	39 (49)	13.4 (10.2)
指導農業士	84 (98)	2 (3)	2.4 (3.1)
漁協役員	750 (751)	6 (6)	0.8 (0.8)

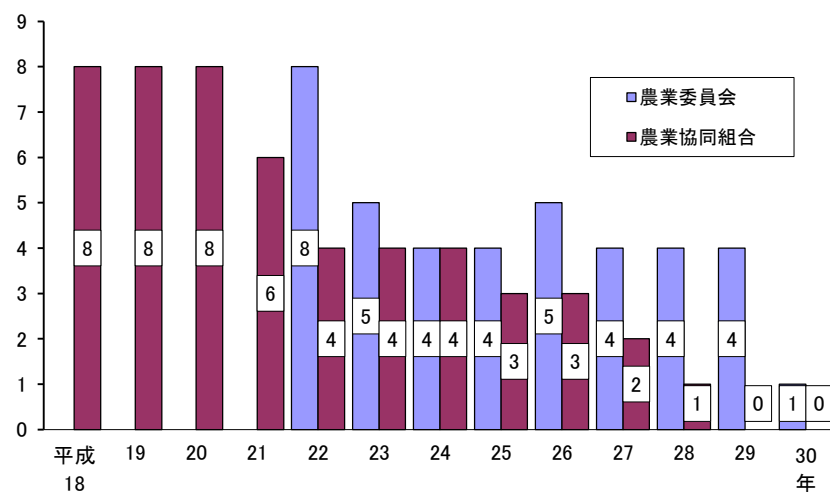
(注) 括弧内は前年同期
資料：広島県農林水産局調べ

農林水産業における方針決定の場での女性の割合の推移



(注) 各年4月1日現在
農業士について、平成26年以降は指導農業士に統合
資料：広島県農林水産局調べ

女性がいない組織数の推移



(注) 各年4月1日現在。
農業委員会について、平成21年度以前はデータなし
資料：広島県農林水産局調べ

■ 仕事と家庭の両立

1 育児・介護休業制度

整備状況

**育児休業制度は 72.6%、
介護休業制度は 60.6%の
事業所で整備**

育児休業制度については 72.6%、介護休業制度については 60.6%の事業所で、労働協約、就業規則等に明文化されています。

【育児休業】

1歳に満たない子を養育する男女労働者が対象(※)で、子が1歳(父母がともに育児休業を取得する場合は1歳2か月、保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月)に達するまで取得できます。

(※) 日々雇用される者や、労使協定により除外された一定の範囲の労働者は除きます。

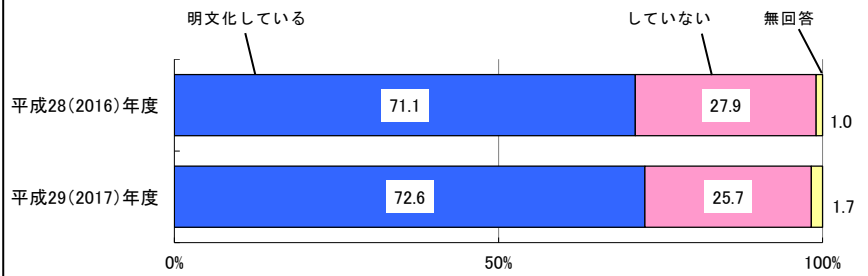
【介護休業】

対象家族(※)が2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに3回を上限として、通算して93日を限度として取得できます。

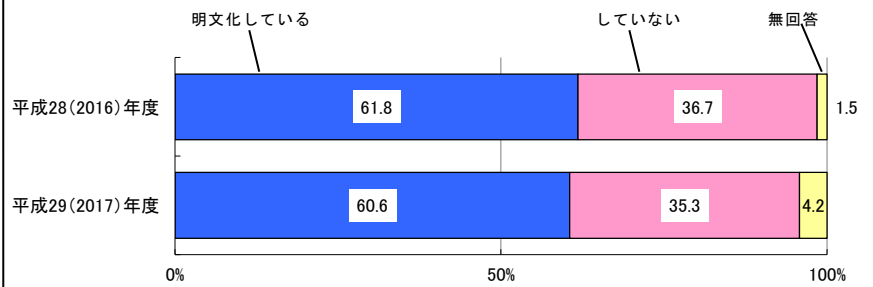
(※対象家族)

配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

育児休業制度の明文化状況【事業主調査】



介護休業制度の明文化状況【事業主調査】



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

【参考】

育児休業制度の規定状況(全国)

平成 28 (2016) 年度 規定あり 76.6%
平成 29 (2017) 年度 規定あり 75.0%

介護休業制度の規定状況(全国)

平成 28 (2016) 年度 規定あり 72.6%
平成 29 (2017) 年度 規定あり 70.9%

(注) 調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成 28 (2016) ~ 29 (2017) 年度)

育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、
女性 92.1%、男性 5.3%

育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）について、男性従業員は 5.3%で、前年度に比べ 0.5 ポイント低下しました。女性従業員は 92.1%となっています。

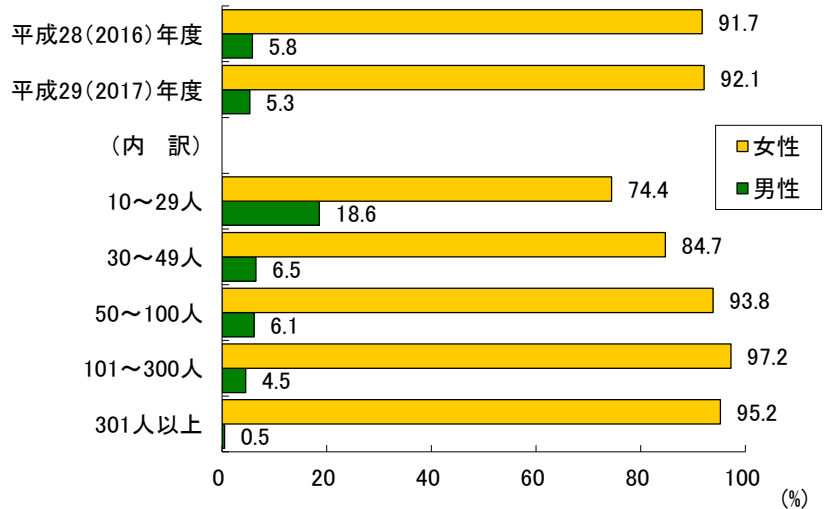
介護休業の利用状況

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 5.0%

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は、全事業所のうち 5.0%となっています。

従業員の育児休業取得率【事業主調査】

（平成 28（2016）年度：平成 27（2015）年 4 月 1 日から平成 28（2016）年 3 月 31 日までの状況）
（平成 29（2017）年度：平成 28（2016）年 4 月 1 日から平成 29（2017）年 3 月 31 日までの状況）

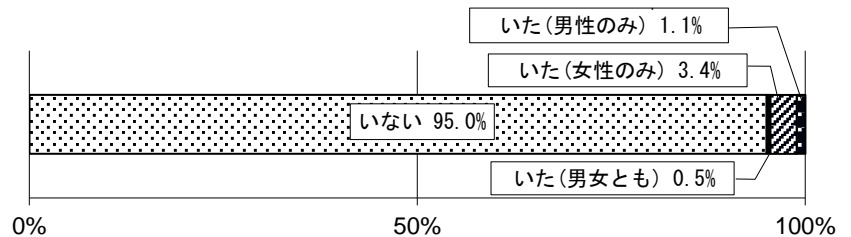


（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
育児休業取得率：調査年度の前年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 28（2016）、29（2017）年度）

介護休業制度の利用状況【事業主調査】

（平成 28（2016）年 4 月 1 日から平成 29（2017）年 3 月 31 日までの状況）



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
前年度（平成 28（2016）年 4 月 1 日から平成 29（2017）年 3 月 31 日まで）に介護休業を取得した者がいた事業所の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 29（2017）年度）

【参考】

育児休業取得率(全国)

平成 28（2016）年度 女性 81.8% 男性 3.16%
平成 29（2017）年度 女性 83.2% 男性 5.14%

介護休業制度の利用状況(全国)

平成 27（2015）年度 1.3% { 女性のみ 1.0%
男性のみ 0.3%
男女とも 0.0%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所
育児休業取得率：調査年度の前々年の 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までに出産又は配偶者が出産した者のうち、調査年の 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む。）の割合

介護休業制度の利用状況：平成 26（2014）年 4 月 1 日から平成 27（2015）年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成 27（2015）～29（2017）年度）

利用希望

制度を利用しない主な理由は、女性では「制度が整備されていない」、「休業を取った例がない」、「上司や同僚に気兼ね」が多く、男性では「休業中の収入が減少」が多い

女性従業員の76.0%が、今後出産したときに、育児休業制度を「利用しようと思う」と回答しており、「利用しようと思わない」と回答した人は17.5%となっています。

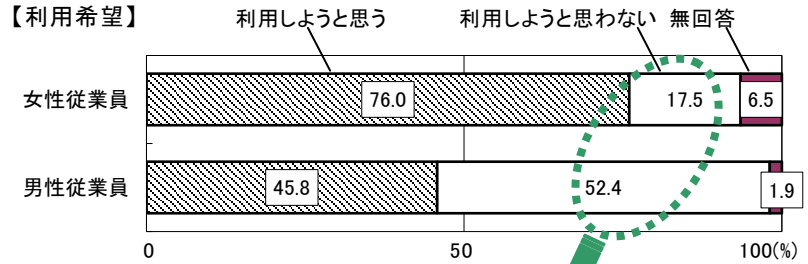
その主な理由は、「会社の制度が整備されていないので申請しにくい」(32.7%)、「会社で育児休業を取った例がない」(32.7%)などの順となっており、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが必要であると思われます。

一方、男性従業員では、「利用しようと思わない」と回答した人が52.4%で、その主な理由としては、「休業中の収入が減少する」(35.6%)、「子どもの世話をしてくれる人がある」(25.2%)などとなっています。

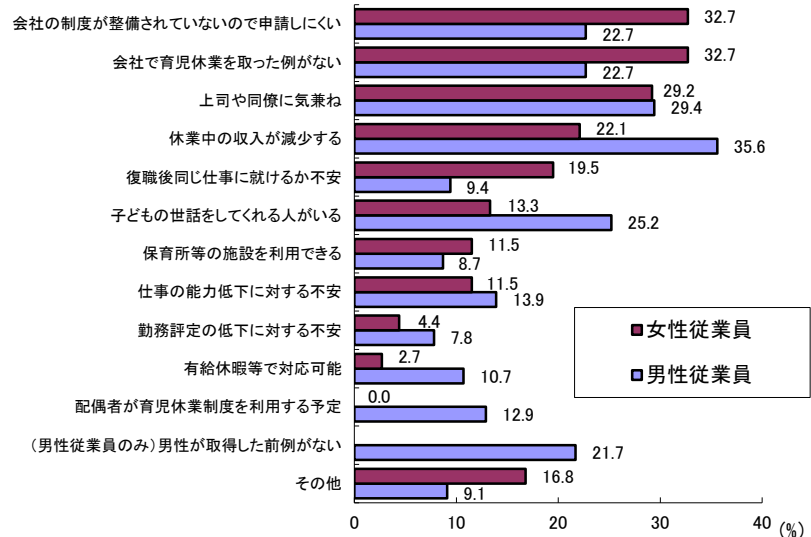
介護休業制度については、今後、介護が必要になった場合に「利用しようと思う」と回答した人は、女性従業員77.1%、男性従業員69.5%となっています。

「利用しようと思わない」と回答した人は、女性従業員21.4%、男性従業員29.5%で、その主な理由は、女性従業員では「会社で介護休業を取った例がない」(47.1%)、「上司や同僚に気兼ね」(39.9%)、「会社の制度が整備されていないので申請しにくい」(38.4%)など、男性従業員では「休業中の収入が減少する」(40.2%)、「上司や同僚に気兼ね」(32.8%)などとなっています。

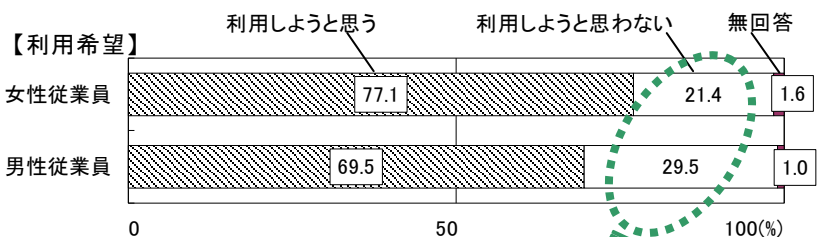
育児休業制度 [平成29(2017)年度][男女従業員調査]



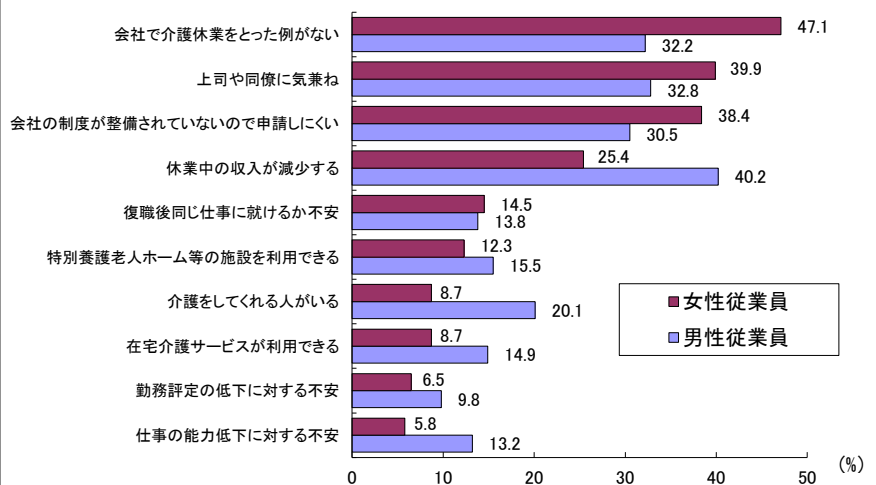
【利用しない理由】 (「利用しようと思わない」と回答した従業員)複数回答



介護休業制度 [平成29(2017)年度][男女従業員調査]



【利用しない理由】 (「利用しようと思わない」と回答した従業員)複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社に勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

男性の育児休業

男性が育児休業制度を利用することに半数以上が肯定的

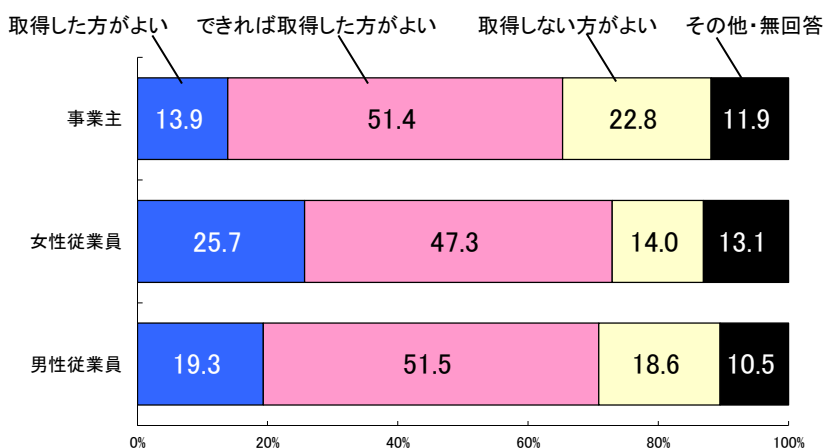
男性の育児休業制度利用に対して、「取得した方がよい」「できれば取得した方がよい」と回答した事業主は65.3%、女性従業員73.0%、男性従業員70.8%と、肯定的な考え方が6割を超えています。

一方、「取得しない方がよい」と回答した事業主は22.8%となっています。

事業主が、「男性が育児休業を取得しない方がよい」とした理由は、「代替職員を雇用する余裕がない」(64.4%)が最も多く、次いで「他の職員の負担が増える」(58.6%)、「業務が忙しい」(37.4%)となっています。

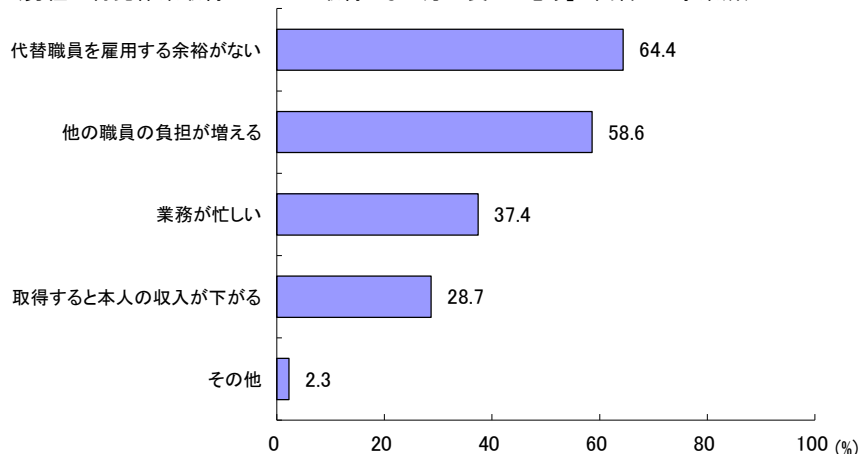
男性の育児休業取得を促進するための主な取組としては、「上司から取得を促す」(12.7%)、「県や国の助成制度を活用」(5.9%)、「育児休業制度について説明会を実施」(5.4%)となっています。

男性の育児休業制度利用に対する考え 〔平成29(2017)年度〕

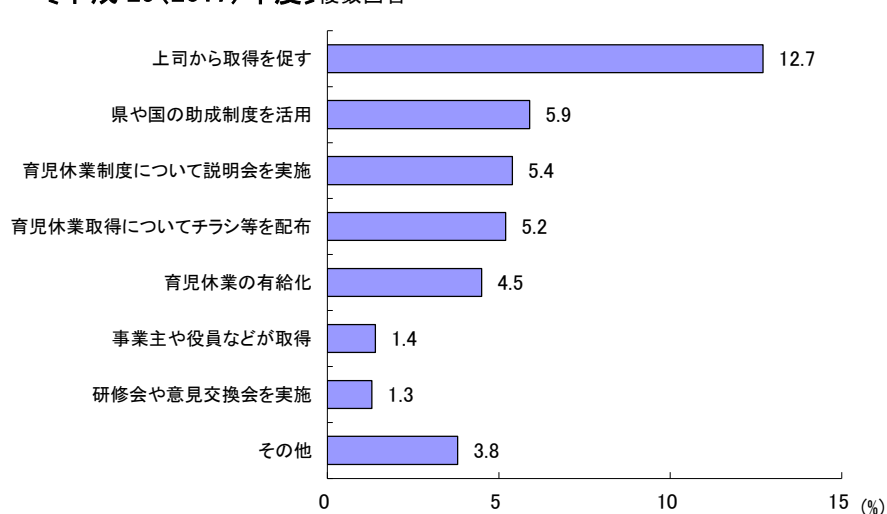


男性が育児休業を取得しない方がよい理由 〔平成29(2017)年度〕複数回答

(男性の育児休業取得について「取得しない方がよいと思う」と回答した事業所)



男性の育児休業取得を促進するための取組 〔平成29(2017)年度〕複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各2,500人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

2 年次有給休暇

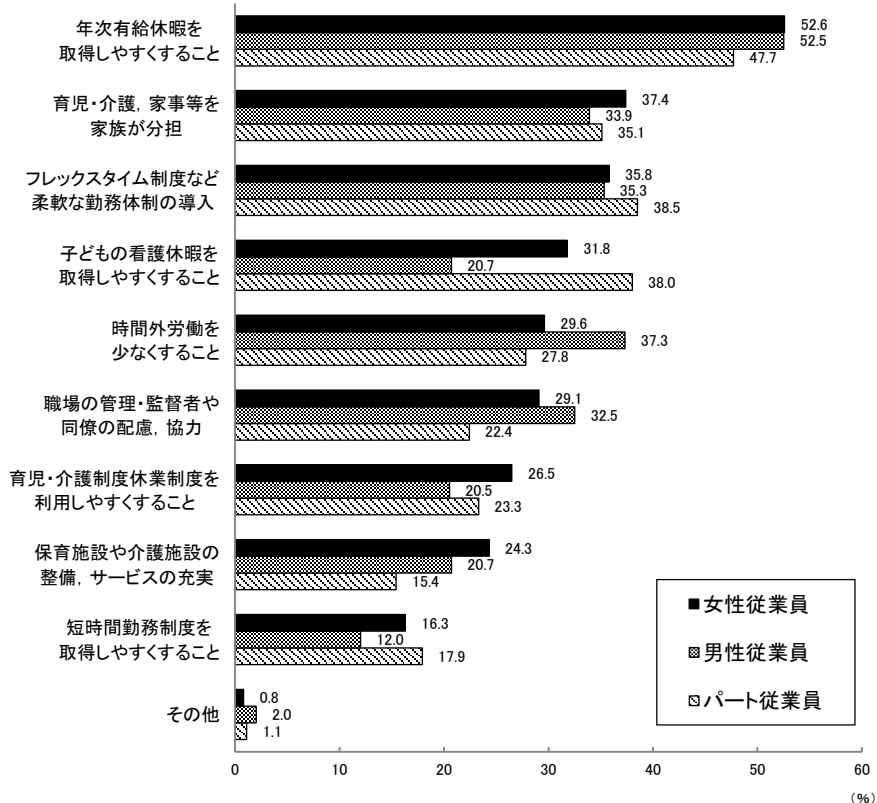
従業員は男女ともに年次有給休暇の取得しやすさを重要と考えている

仕事と家庭の両立のために重要なこととして最も多くの人を選んだのは、「年次有給休暇を取得しやすくすること」となっています。

仕事と育児の両立のために望む支援制度では、男女従業員ともに、「子どもが病気・けがの時の休暇制度（介護休業を除く）」を選んだ人が最も多くなっています。

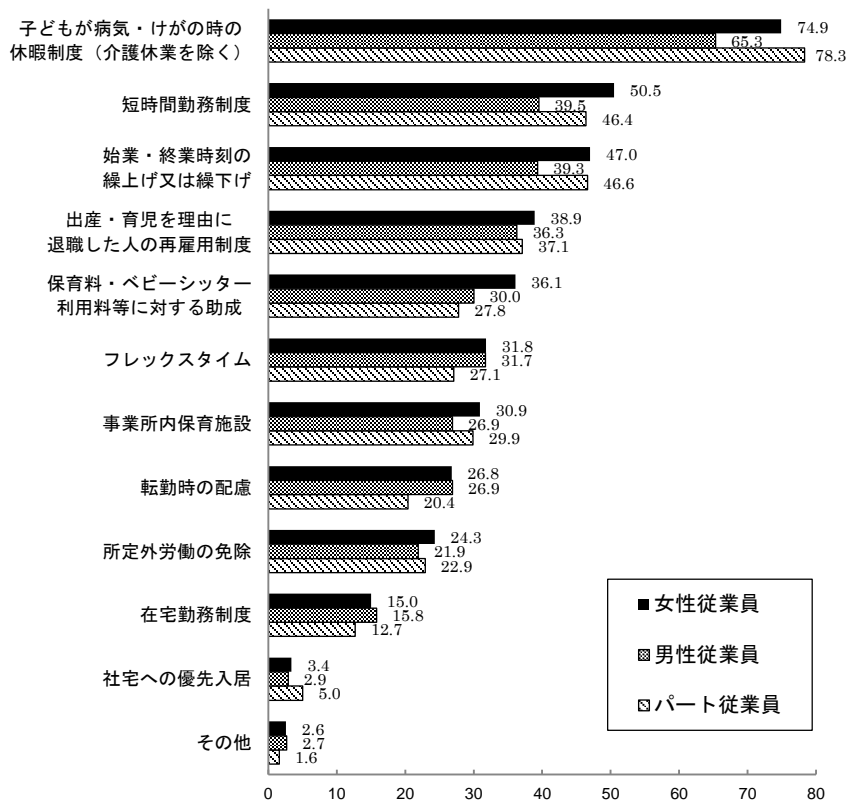
仕事と家庭の両立のために重要なこと

【平成 29（2017）年度】複数回答



仕事と育児の両立のために望む支援制度

【平成 29（2017）年度】複数回答

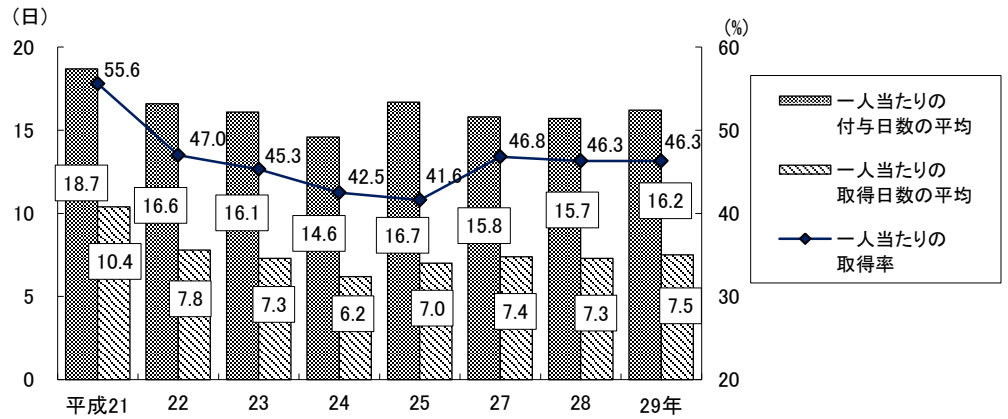


(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 29（2017）年度）

年次有給休暇取得率は平成 21 (2009) 年度から低下傾向にありましたが、平成 27 (2015) 年は 46.8%と上昇しました。その後、平成 28 (2016) 年は 0.5 ポイント減少し平成 29 (2017) 年も横ばいとなっています。一人当たりの付与日数の平均を見ると、平成 29 (2017) 年度は平成 28 (2016) 年度よりも 0.5 日、取得日数の平均も 0.2 日増加しています。

年次有給休暇の取得状況の推移

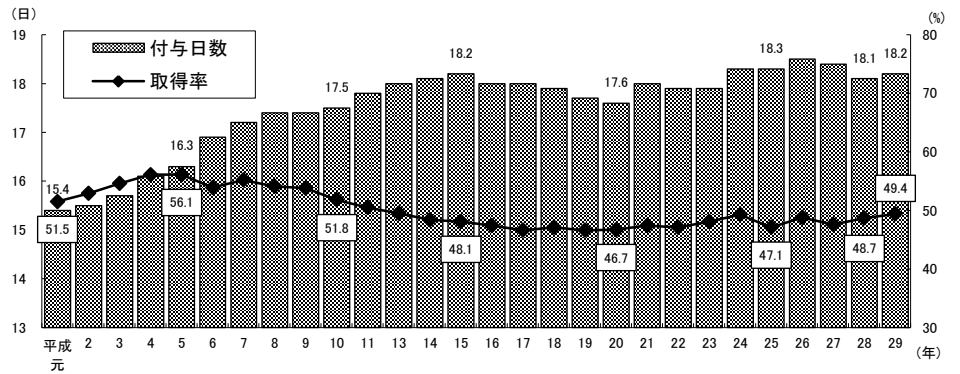


(注) 取得率=(取得日数計/付与日数計)×100

調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社。調査期間は、前年又は前年度。

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」平成 26 (2014) 年はデータなし。

【参考】労働者一人平均年次有給休暇の付与日数及び取得率の推移(全国)



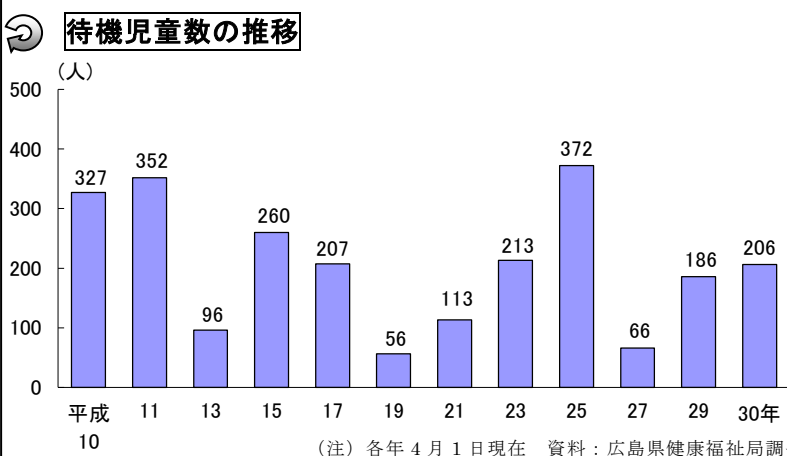
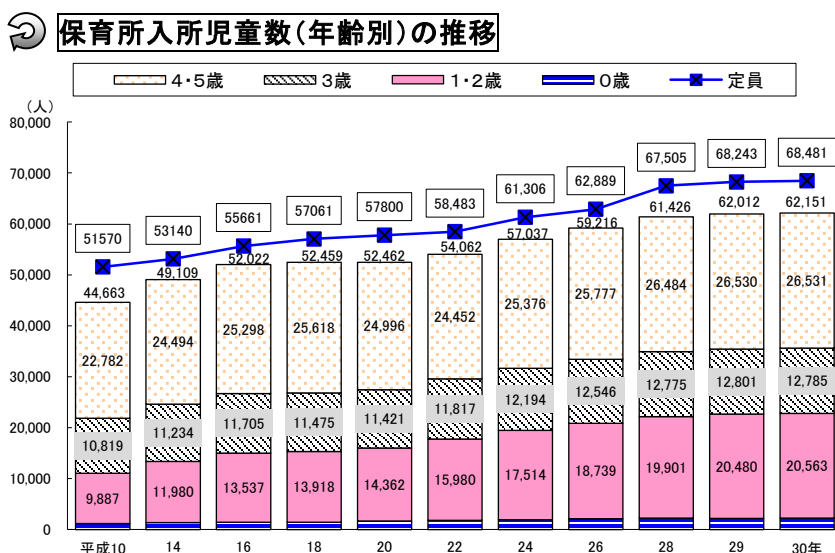
(注) 調査期間は前年又は前会計年度。調査対象は、平成 19 年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の会社組織の民間企業」としており、平成 20 年から「常用労働者が 30 人以上の会社組織の民間企業」に範囲を拡大した。平成 26 年以前は、調査対象を「常用労働者が 30 人以上の会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成 27 年より「常用労働者が 30 人以上の民間法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。なお、「付与日数」には、繰越日数を含まない。

資料：厚生労働省「就労条件総合調査」(平成 11 年までは労働省「賃金労働時間制度等総合調査」)

3 保育所の状況

入所児童数は増加傾向

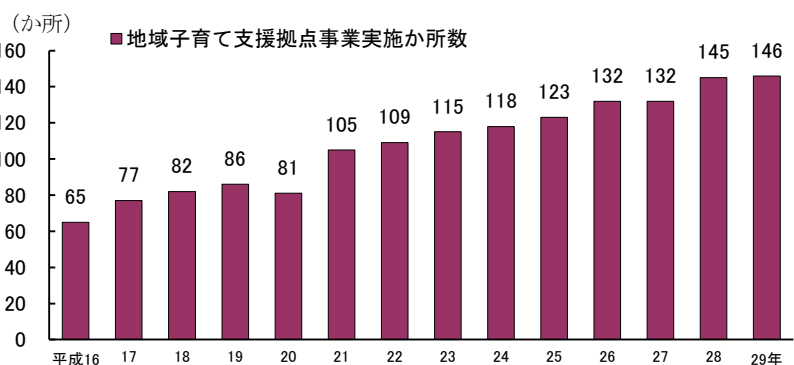
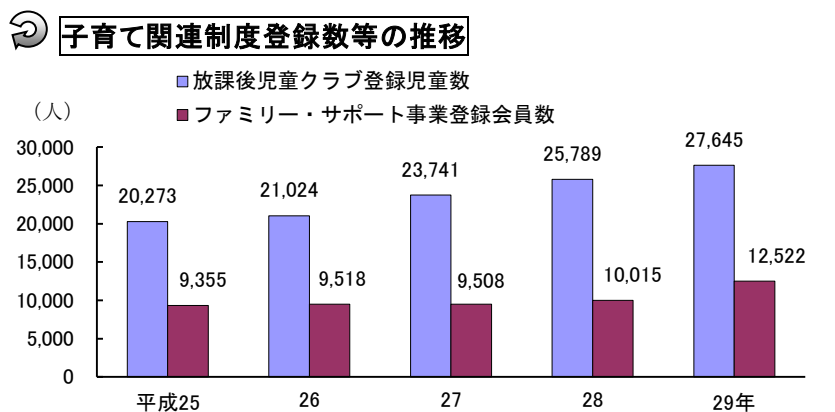
平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在の県内の保育所入所児童数は 62,151 人で保育ニーズは経年的に増加しており、待機児童は、平成 30 年度は 206 人となっています。



4 子育て関連施設

平成 29 年度の放課後児童クラブ登録児童数は 27,645 人で、ファミリー・サポート事業登録会員数は、12,522 人となっています。

地域子育て支援拠点事業実施か所は 146 か所となっており、増加傾向にあります。



(注) 各年 3 月 31 日現在 放課後児童クラブ登録児童数、ファミリー・サポート事業登録会員数は平成 24(2012) 年以前はデータなし

資料：広島県健康福祉局調べ

■ 家 庭

1 一日の生活時間

2次活動の時間の使い方では、男性の家事関連時間は54分程度

県内の男女の一日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

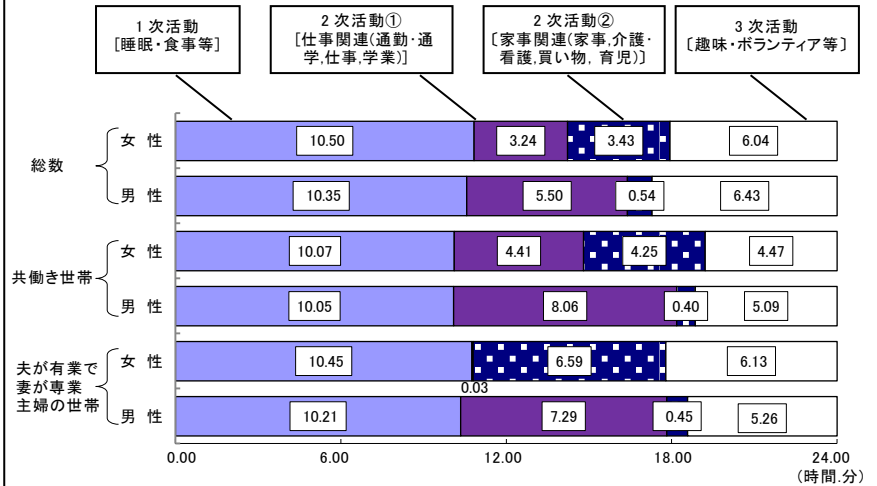
- 1次活動：睡眠、食事等生理的に必要な活動
- 2次活動：仕事、家事等社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動：1次、2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

年齢層別では、特に25～64歳の各年齢層で、男性の家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

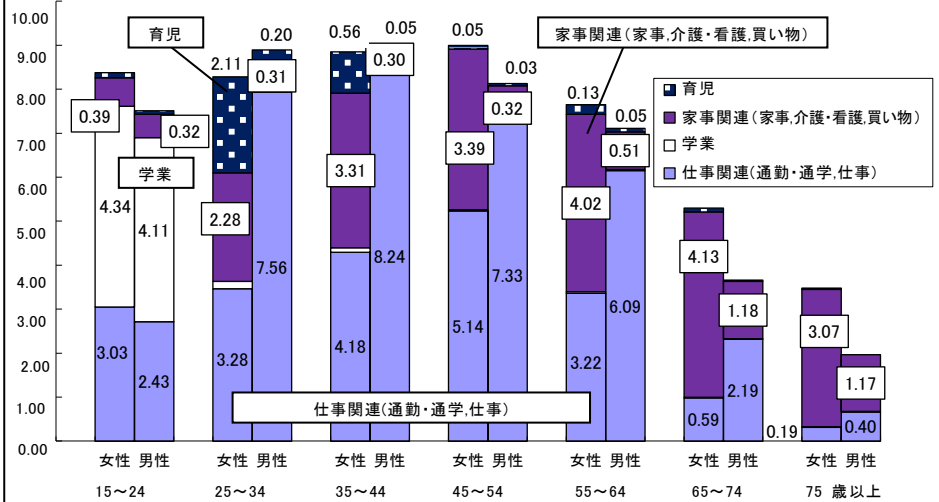
県内の6歳未満の子供を持つ夫が家事・育児関連に費やす時間は、1日当たり1時間30分で、全国と比較すると7分上回っているものの、育児の時間は45分となっており、全国と比較すると4分下回っています。

しかし、他の先進国と比較すると、特に家事関連時間全体は非常に短くなっています。

① 一日の行動の種類別総平均時間数

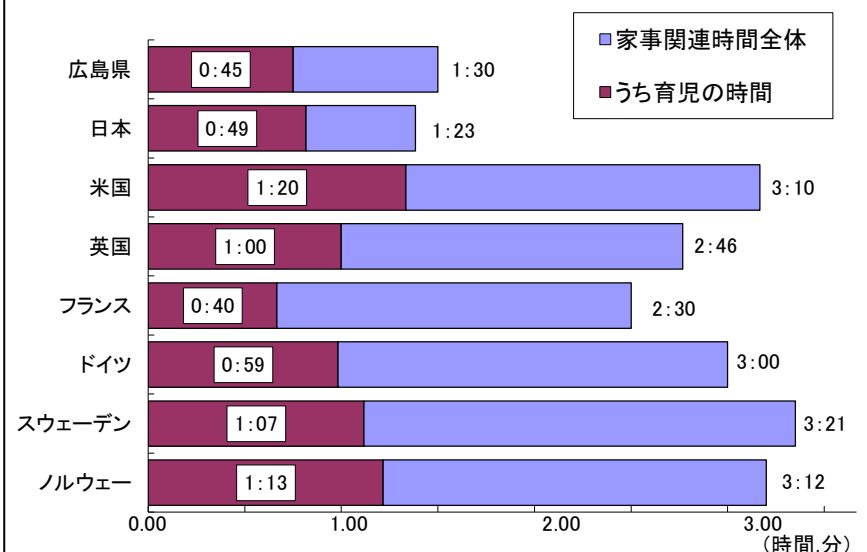


② 男女、年齢層別の2次活動の生活時間



(注) 調査対象は、指定する調査区内にある世帯のうちから、無作為に選定した15歳以上の世帯員
資料：総務省「社会生活基本調査」(平成28(2016)年)

③ 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間(国際・全国・県)



資料：総務省「社会生活基本調査」(平成28(2016)年)
Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2016)
Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)

■ 社会参画

1 県・市町の議員

女性議員の割合は前年と比べ上昇

平成 29 (2017) 年 12 月 31 日現在の議員に占める女性の割合は、県議会では 6.3% (4 人) となっています。

市町議会では 12.0% (59 人) となっており、平成 28 (2016) 年の 11.3% から、0.7 ポイント上昇しました。

市町別に見ると、市議会は 11.7%、町議会は 12.6% となっています。

(各市町の議員の状況については 79 ページ参照)

2 県・市町の審議会等委員

審議会等における女性委員の割合は、ほぼ横ばい

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県は審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関）の委員として積極的に女性を登用することとしています。

この結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、平成 30 (2018) 年 6 月 1 日現在で 28.1% となっています。

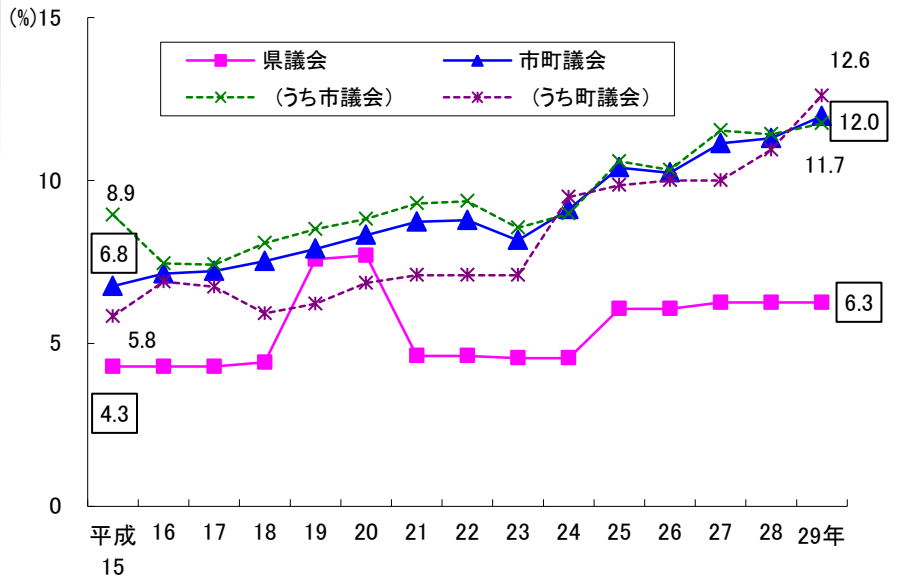
県・市町の議員の状況

[平成 29 (2017) 年 12 月 31 日現在]

区 分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数 (人)	割合 (%)
県議会	64 (64)	4 (4)	6.3 (6.3)
市町議会	493 (496)	59 (56)	12.0 (11.3)
市	366 (368)	43 (42)	11.7 (11.4)
町	127 (128)	16 (14)	12.6 (10.9)

(注) 括弧内は前年同期

県・市町の女性議員の割合の推移



(注) 各年 12 月 31 日現在

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」

県の行政委員会・審議会等委員の状況

[平成 30 (2018) 年 6 月 1 日現在]

区 分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している 委員会・審議会		総数 (人)	女性委員	
		会数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
行政委員会 (地方自治法 第 180 条の 5 関係)	9 (9)	7 (7)	77.8 (77.8)	71 (69)	12 (11)	16.9 (15.9)
審議会等	74 (75)	73 (73)	98.6 (97.3)	1440 (1,460)	405 (414)	28.1 (28.4)
5 審議会※を 除く。	69 (70)	68 (68)	98.6 (97.1)	1,200 (1,224)	393 (401)	32.8 (32.8)

(注) 括弧内は前年同期

委員数は、専門委員、特別委員、臨時委員を含む

※ 5 審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会

広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、

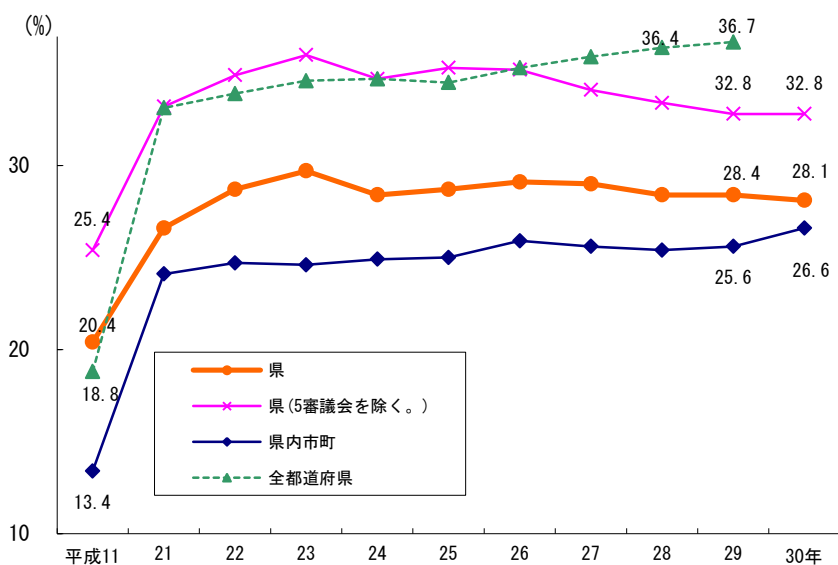
広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会

資料：広島県人事課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

市町の審議会等における女性委員の割合は、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在で 26.6% となっています。

(各市町の審議会等委員の状況については 80 ページ参照)

審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



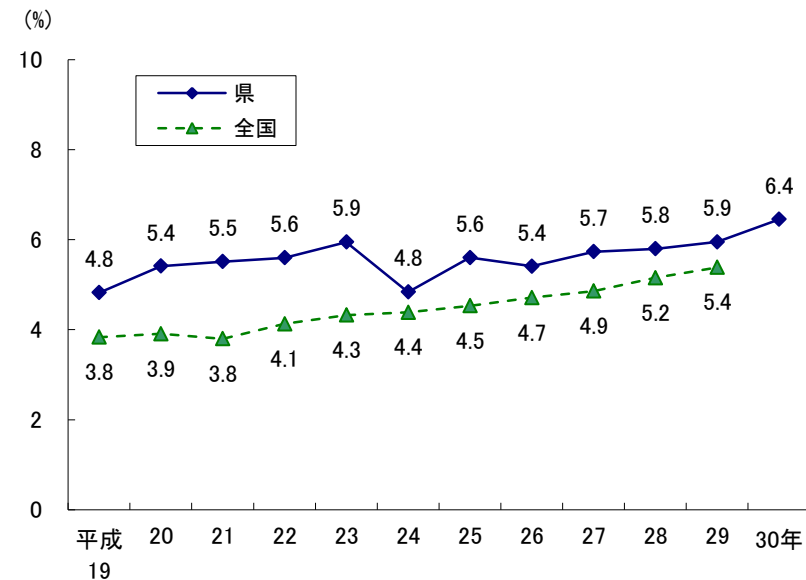
(注) 県は 6 月 1 日現在
市町は 4 月 1 日現在 (ただし、平成 14(2002)年・平成 15(2003)年は 3 月 31 日現在)
平成 30(2018)年の全国の数値は、内閣府から平成 30(2018)年度内に公表される見込みである。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、
広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

3 地域における状況

自治会長に占める女性の割合は増加

自治会長に占める女性の割合の推移を見ると、平成 19(2007)年から 1.6 ポイント増加しました。

自治会長に占める女性の割合の推移(全国・県)



(注) 各年 4 月 1 日現在
広島市、三次市(平成 20(2008)年のみ)、庄原市(平成 21(2009)年～平成 25(2013)年)、
大崎上島町(平成 21(2009)年のみ)、東広島市(平成 24(2012)年～平成 25(2013)年)を除く。
平成 30(2018)年の全都道府県の数値は、内閣府が平成 30(2018)年度内に公表見込
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、
広島県人権男女共同参画課調べ

■ 意識

1 男女の地位

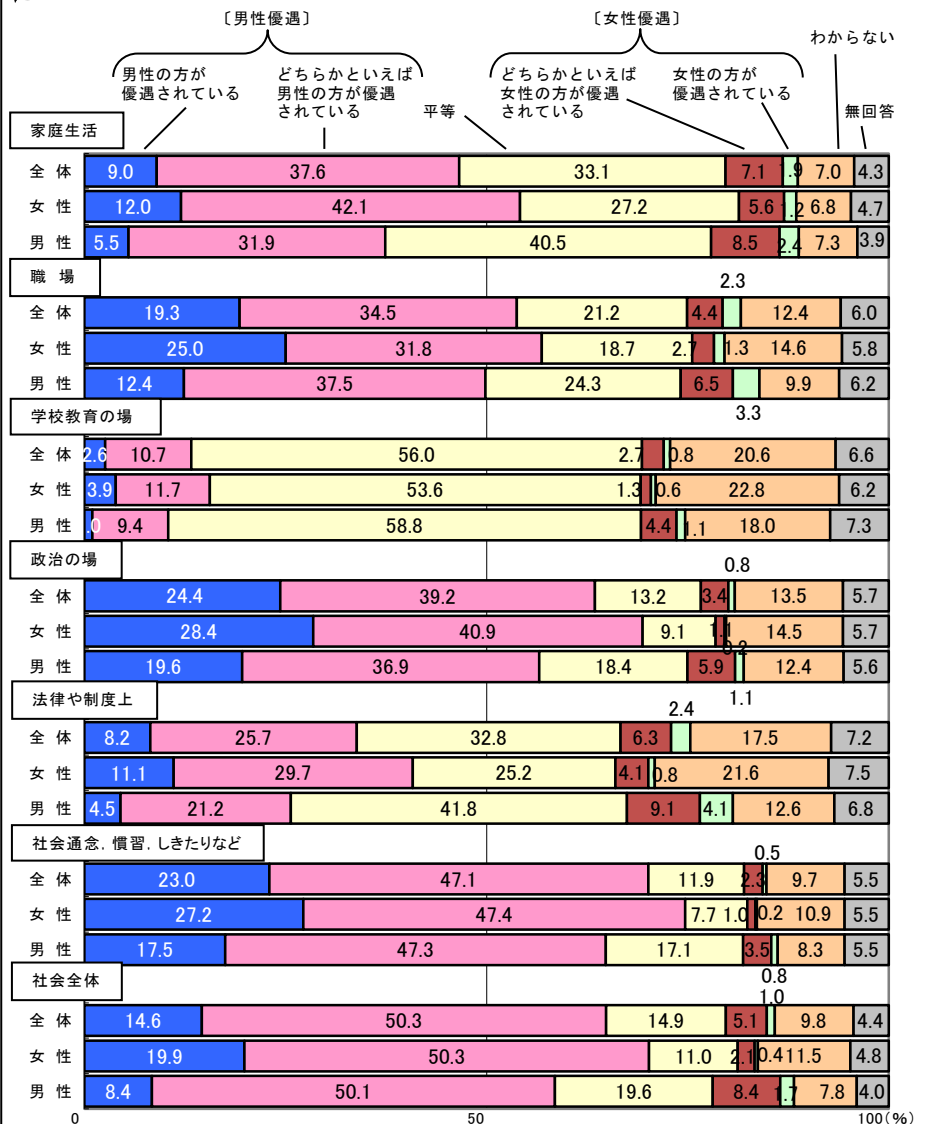
「社会全体」の男女の地位について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が11.0%、男性が19.6%

男女の地位の平等感について、〔平等〕と回答した人の割合は「学校教育の場」で56.0%と最も高く、次いで「家庭生活」（33.1%）、「法律や制度上」（32.8%）となっています。

また、〔男性優遇〕（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は、「社会通念、慣習、しきたりなど」（70.1%）で最も高く、「社会全体」（64.9%）、「政治の場」が63.6%と続いており、全ての分野で〔女性優遇〕（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されている」）を上回っています。

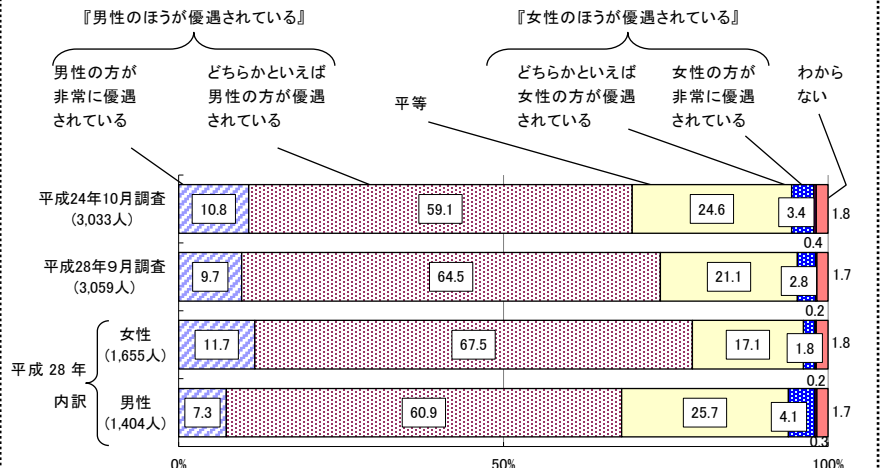
「社会全体」について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が11.0%、男性が19.6%でした。前回調査（平成26（2014）年度）と比較すると、女性は7.9%から3.1ポイント増加しましたが、男性は20.4%から0.8ポイント低下しています。

男女の地位の平等感



(注) 調査対象は、県内在住の20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成29(2017)年度)

【参考】社会全体における男女の地位の平等感(全国)



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

■ 教 育

1 大学・短期大学・大学院

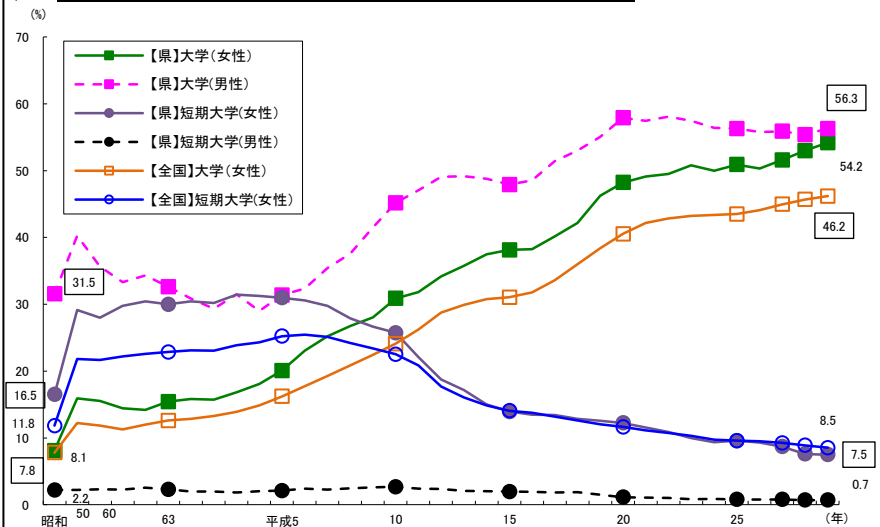
女性の大学進学率は上昇傾向

女性の大学への進学率は上昇傾向にあり、平成 29 (2017) 年で、女性 54.2%、男性 56.3%となっており、男性の方が 2.1 ポイント高くなっています。

女性は全体の 7.5%が短期大学へ進学しており、これを合わせると、女性の大学等進学率は 61.7%となっています。

近年、女性の大学への進学率が上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は、平成 9 (1997) 年以降短期大学数が減少していることもあり、平成 3 (1991) 年の 31.4%をピークに低下しています。

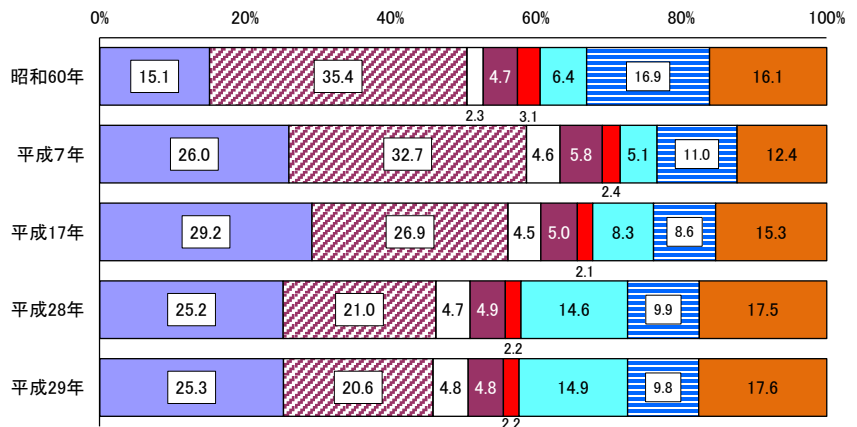
男女別大学・短期大学進学率の推移(全国・県)



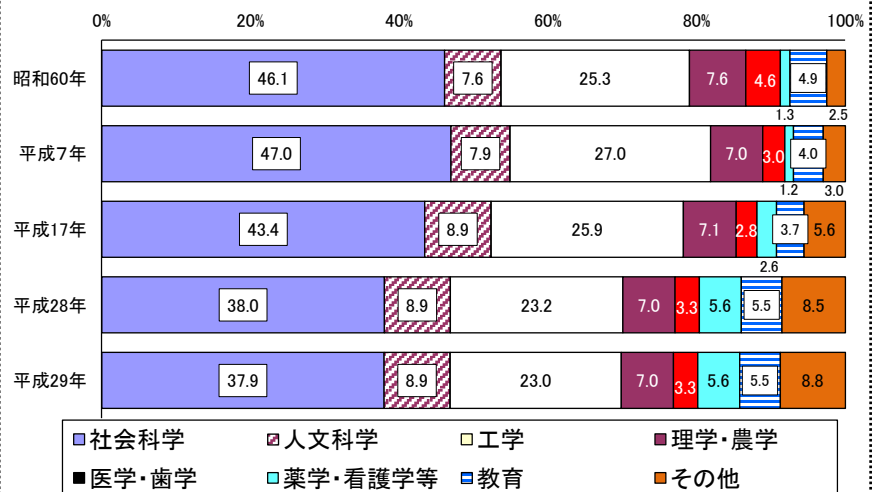
(注) 昭和 60 年以前の数値は通信過程を卒業した者を含まない。
資料: 文部科学省「学校基本調査」

【参考】専攻分野別学生割合(大学(学部))の推移(全国)

【女性】



【男性】



(注) その他は「家政」「芸術」「商船」「その他」の合計
国立・公立・私立の全てを含む。
資料: 文部科学省「学校基本調査」

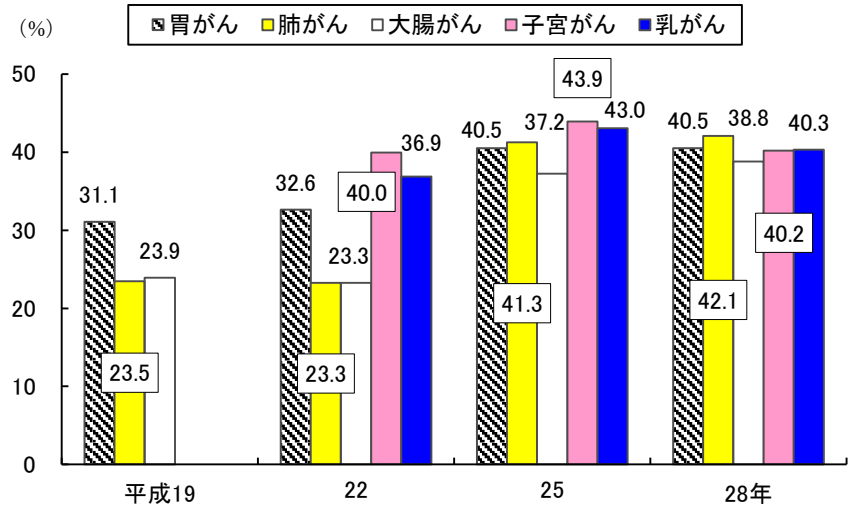
■ 健康

1 がん検診

がん検診受診率は40%程度

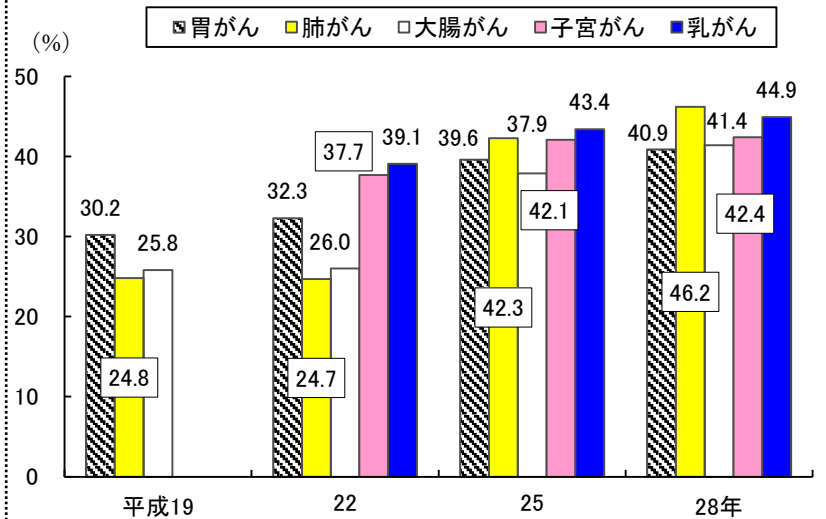
がん検診の受診率は、平成25(2013)年と同様に、平成28(2016)年においても40%程度にとどまっています。

がん検診受診率の推移



(注) 胃がん、肺がん、大腸がん及び乳がん検診は40～69歳、子宮がん検診は20～69歳の受診率。子宮がん、乳がんについては平成19(2007)年のデータなし。
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19(2007)、22(2010)、25(2013)、28(2016)年)

【参考】がん検診受診率の推移(全国)



(注) 胃がん、肺がん、大腸がん及び乳がん検診は40～69歳、子宮がん検診は20～69歳の受診率。子宮がん、乳がんについては平成19(2007)年のデータなし。
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19(2007)、22(2010)、25(2013)、28(2016)年)

■ 女性に対する暴力、セクシュアルハラスメント

1 相談件数等

こども家庭センター等における相談件数等は横ばい

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における平成 29 (2017) 年度の相談件数は 6,136 件で、前年度よりも 494 件 (8.8%) 増加しています。相談件数のうち暴力逃避 (配偶者等, 子, 親, その他の親族及びその他の者による身体的, 精神的又は性的暴力被害) に関する相談は 2,818 件で, 45.9% を占めています。

また, 一時保護は 92 件で, 前年度よりも 6 件 (7.0%) 増加しており, そのうち DV (ドメスティック・バイオレンス, 54 ページ参照) に関するものは 70 件で 76.1% を占めています。

平成 29 (2017) 年度に (公財) 広島県男女共同参画財団 (53 ページ参照) が実施する「エソール広島」相談事業に寄せられた相談は 2,053 件で, 電話相談が 1,949 件, 面接相談が 104 件となっています。

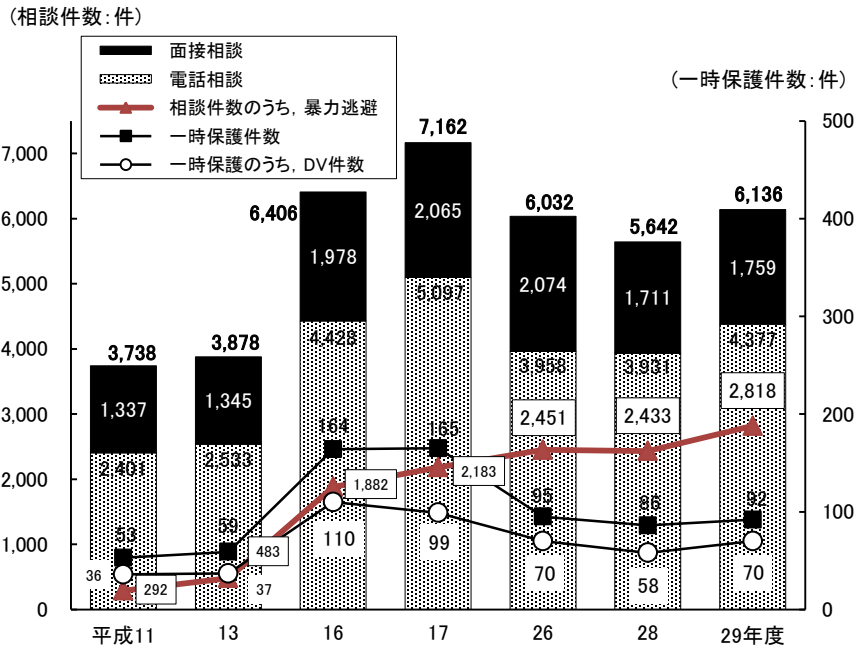
DV 相談は, 電話相談のうち 205 件 (10.5%), 面接相談のうち 40 件 (38.5%) となっています。

2 配偶者等からの暴力 (DV)

DV 相談等件数は上昇傾向

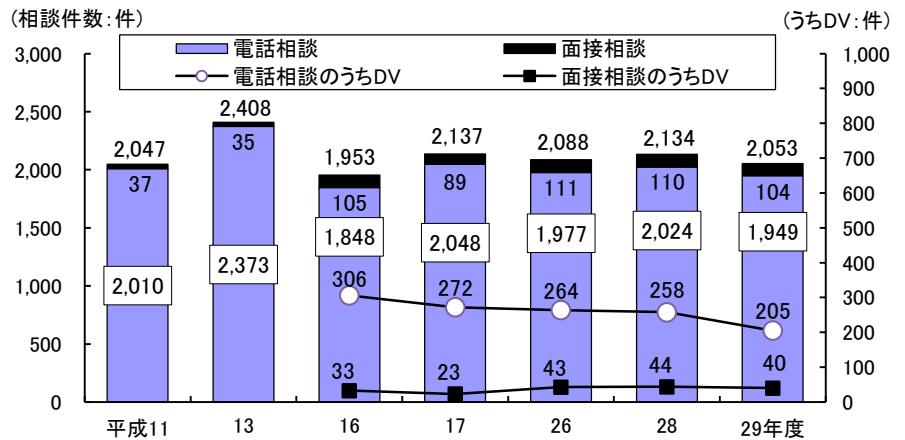
DV 相談等件数は, 平成 29 (2017) 年は 1,959 件となっており, 平成 28 (2016) 年よりも 58 件増加しています。

こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



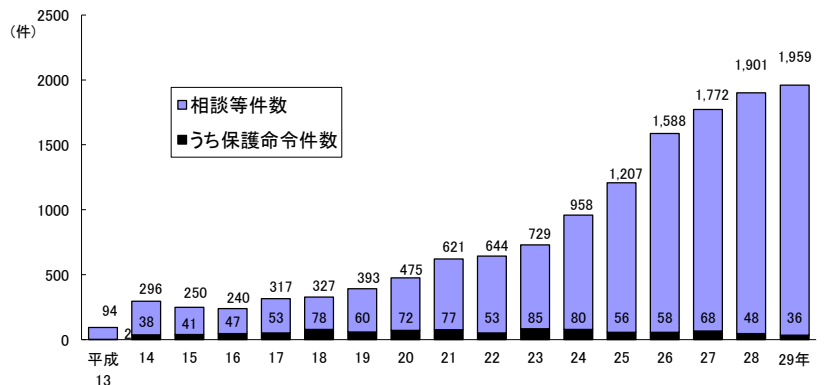
(注) 女性に関する相談: 売春防止法による女性相談及び DV 防止法による配偶者等の暴力相談。男性からの DV 相談を含む。
資料: 広島県健康福祉局調べ

「エソール広島」相談事業における件数の推移



資料: (公財) 広島県男女共同参画財団調べ

県警におけるDV相談等件数の推移



資料: 資料: 広島県警察本部調べ

3 セクシュアルハラスメント

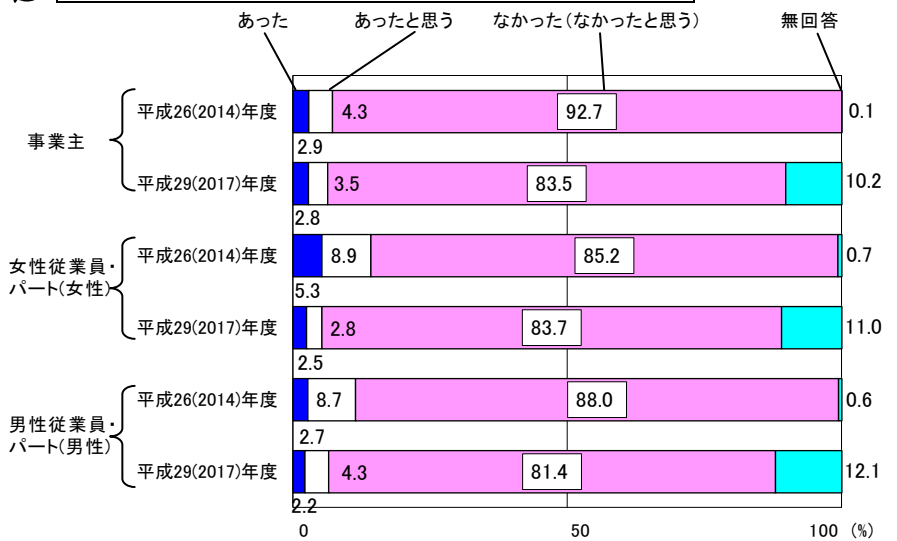
有無と内容

パート従業員を含む女性の4.0%、男性の1.7%が「セクハラを受けた」と回答

パート従業員を含む男女の従業員のうち、職場でセクシュアルハラスメントが「あった」、「あったと思う」と回答したのは、女性が5.3%、男性は6.5%、事業主では6.3%となっています。

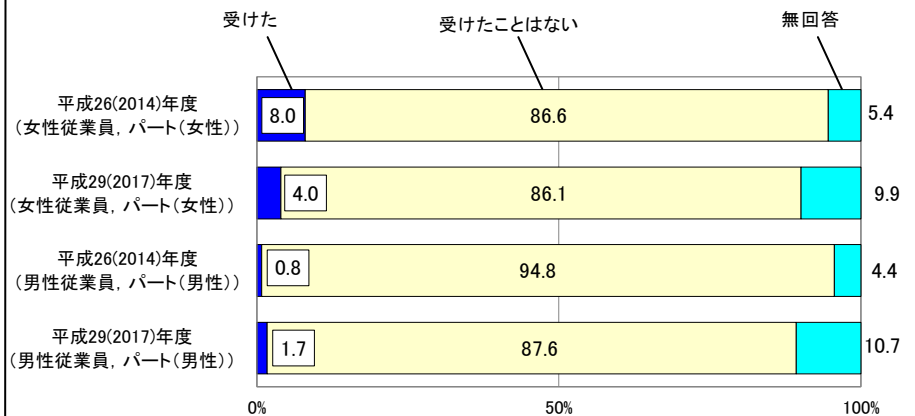
また、パート従業員を含む女性従業員の4.0%、男性従業員の1.7%がセクシュアルハラスメントを「受けた」と回答しており、そのうち被害の内容としては、女性従業員では「性的な話、質問をされた」(26.2%)が最も多くなっています。

職場におけるセクシュアルハラスメントの有無の認識

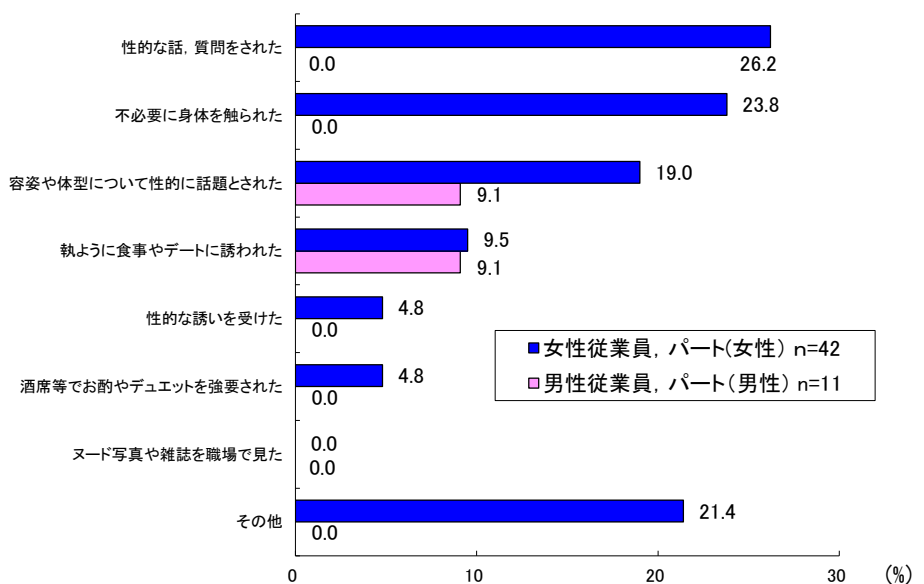


本人のセクシュアルハラスメント被害の有無

(「セクハラを受けた」と回答した従業員) 複数回答



セクシュアルハラスメントの内容



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 26 (2014), 平成 29 (2017) 年度)

防止対策

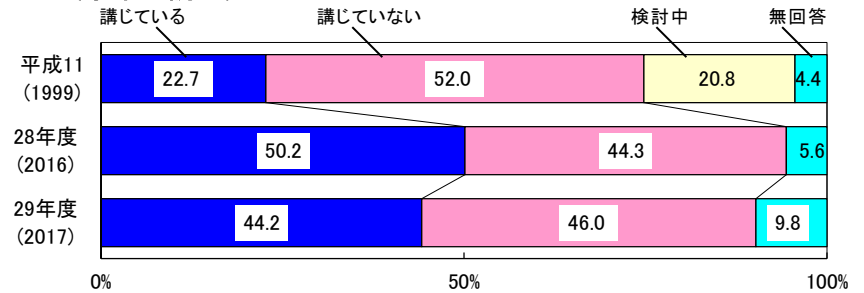
防止対策を講じている事業主の割合は44.2%

男女雇用機会均等法（5ページ参照）により、事業主が講じなければならないとされているセクシュアルハラスメント防止対策については、「講じている」は44.2%で、前年度（50.2%）に比べ6.0ポイント減少しています。

防止対策の内容としては、「就業規則等による方針の明文化」が64.7%と最も多く、次いで「相談窓口の設置」（56.1%）、「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」（43.3%）等となっています。

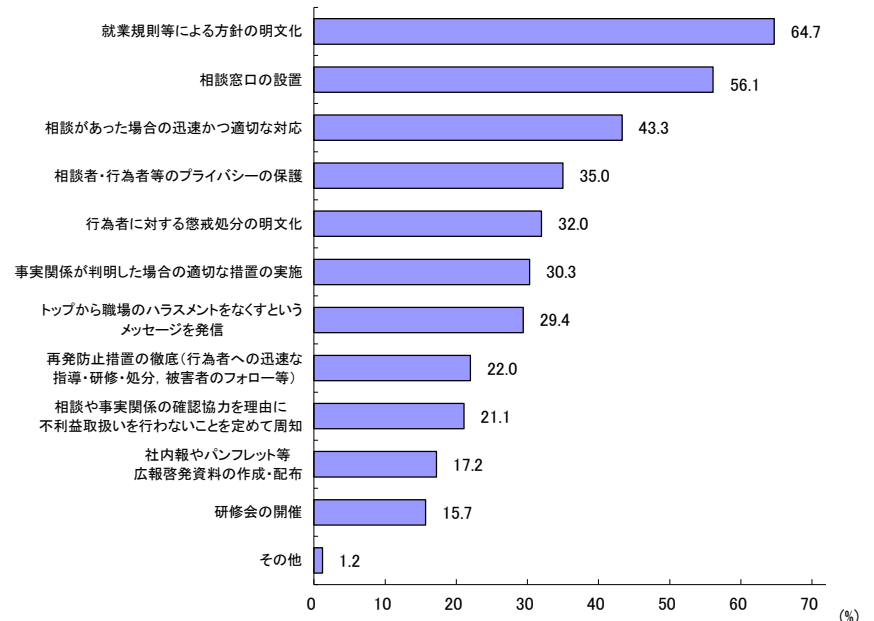
広島労働局雇用環境・均等室の相談窓口寄せられた相談件数は、平成29（2017）年度で224件となっています。

職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の有無【事業主調査】



職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の内容【事業主調査】

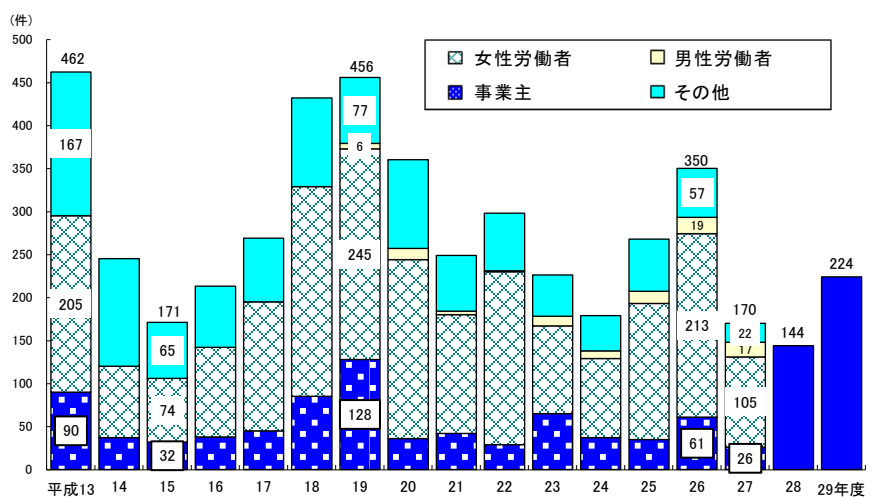
（「セクシュアルハラスメント防止対策を講じている」と回答した事業主）複数回答



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社（平成11（1999）年度は2,000社）及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各2,500人（平成11（1999）年度は2,000人）

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成28（2016）、29（2017）年度）
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成11（1999）年度）

職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談件数の推移



資料：広島労働局雇用環境・均等室調べ
※28年度分から、内訳に関する集計はしなくなった

4 ストーカー

ストーカー相談等件数は増加傾向

平成 12 (2000) 年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)」が成立し、ストーカー行為等を処罰するなど、必要な規制を行うことと、被害者に対する援助等を定められましたが、相談等件数は上昇傾向にあります。

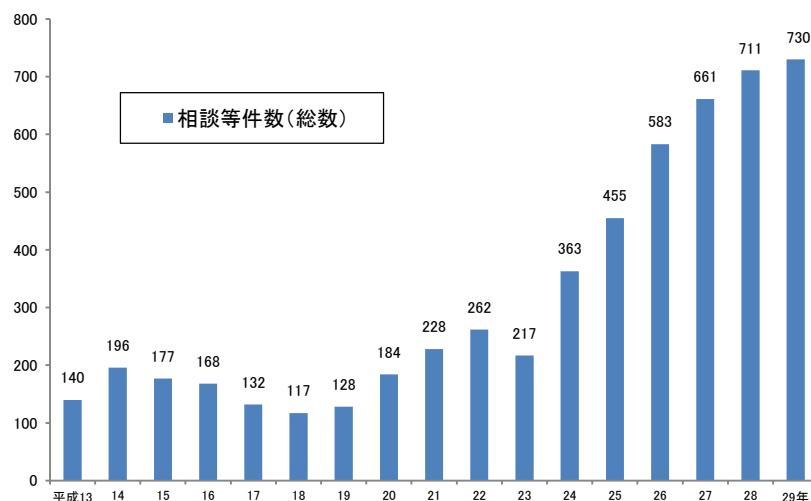
5 性犯罪等

性犯罪認知件数は増加
検挙件数は減少

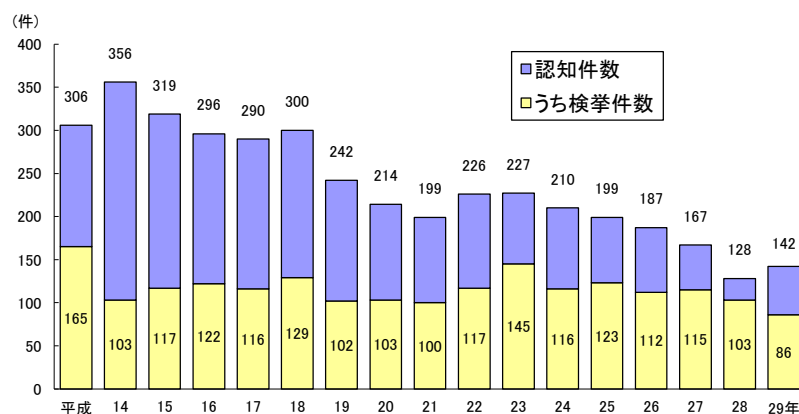
平成 29 (2017) 年の性犯罪認知件数は 142 件で、そのうち検挙件数は 86 件 (60.6%) となっています。

「性被害ワンストップセンターひろしま」における平成 29 年度の相談件数は 344 件でした。そのうち、医療、法律、心理等の専門支援等への提供は、33 件 (延べ 64 回) となっています。

県警におけるストーカー相談等件数の推移



県警における性犯罪事案対応状況



資料: 広島県警察本部調べ

★性被害ワンストップセンターひろしまの相談状況

相談件数 (対応回数)	電 話 (電話相談回数)		面 接 (面接相談回数)	
	電 話		面 接	
	電話相談回数		面接相談回数	
344 件 (1, 143 回)	248 件 (889 回)		58 件 (94 回)	
			専門支援等 (専門支援等提供回数)	
			33 件 (64 回)	

(注) 対応回数とは、電話相談、面接相談、専門支援等の提供の延べ総数
相談件数及び対応回数の総数には、無言、性被害以外の問合わせ等96件(回)を含む。
資料: 広島県環境県民局調べ

■ 防 災

1 防災会議委員

県の防災会議における女性委員の割合は上昇

平成 24 (2012) 年の災害対策基本法の改正により、都道府県防災会議では、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を委員に任命することが可能となったため、広島県防災会議には、平成 24 (2012) 年 10 月に女性委員が 1 名就任しました。

さらに平成 27 (2015) 年 4 月に 1 名加わり、全体に占める女性委員の割合は 3.4% となりました。

また、市町の防災会議の委員に占める女性の割合は、上昇傾向にあり、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在で 7.5% となっています。

2 消防団員

消防団員に占める女性の割合は全体の 2.54% で、上昇傾向

市町の消防団員総数が減少する中で、女性消防団員数は増加傾向にあり、平成 29 (2017) 年は 563 人と、平成 13 (2001) 年の約 3.8 倍となっています。

女性消防団員の割合は、平成 29 (2017) 年は 2.54% と前年 (2.35%) から 0.19 ポイント上昇しています。

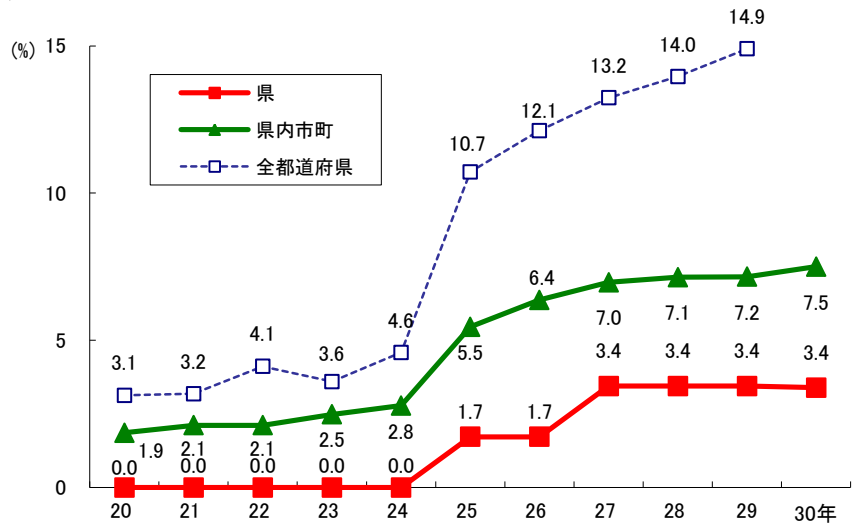
県・市町の防災会議の委員の状況

[平成 30 (2018) 年度]

区 分	委員総数 (人)	女性委員	
		人数 (人)	割合 (%)
県防災会議	59 (58)	2 (2)	3.4 (3.4)
市町防災会議	825 (824)	62 (59)	7.5 (7.2)
市	565 (564)	46 (43)	8.1 (7.6)
町	260 (260)	16 (16)	6.2 (6.2)

(注)括弧内は前年同期

地方防災会議における女性委員の割合の推移 (全国・県・市町)



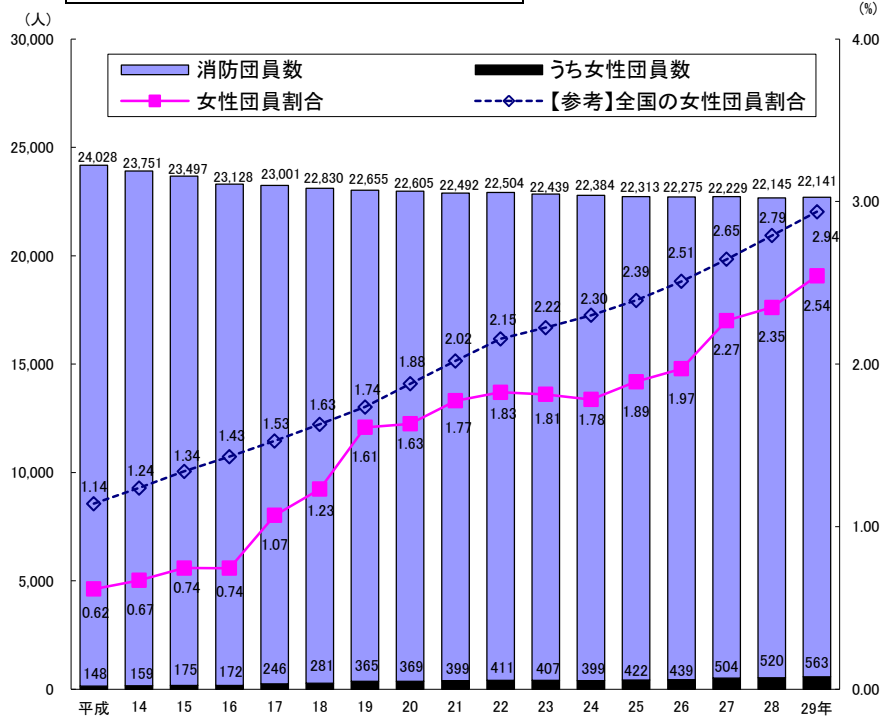
(注) 県は 6 月 1 日現在 市町は 4 月 1 日現在

平成 30 (2018) 年の全国の数値は、内閣府が平成 30 (2018) 年度内に公表する見込みである。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

広島県人権男女共同参画課調べ

市町における消防団の状況 (全国・県)



(注) 各年 4 月 1 日現在

資料：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」

2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
総人口		2,848,846 人	127,707,259 人	12	平成 30 (2018)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	1,467,136 人	65,408,370 人	12		
	男 性	1,381,710 人	62,298,889 人	12		
65 歳以上人口		803,704 人	34,793,745 人	12	平成 30 (2018)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	457,982 人	19,684,441 人	11		
	男 性	345,722 人	15,109,304 人	12		
15 歳未満人口		373,580 人	15,950,238 人	11	平成 30 (2018)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	182,454 人	7,774,199 人	11		
	男 性	191,126 人	8,176,039 人	11		
世帯数	1,308,439 世帯	58,007,536 世帯		11	平成 30 (2018)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
1 世帯当たり人員	2.18 人	2.20 人		35	平成 30 (2018)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
3 世代同居率	4.5%	5.7%		25	平成 27 (2015)年 10月1日	総務省 「国勢調査」
平均寿命		—	—	—	平成 27 (2015)年	厚生労働省 「都道府県別生命 表」
	女 性	87.33 歳	87.01 歳	10		
	男 性	81.08 歳	80.77 歳	9		
	男女差	6.25 歳	6.23 歳	28		
平均初婚年齢		—	—	—	平成 29 (2017)年	厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
	女 性	28.9 歳	29.4 歳	35		
	男 性	30.5 歳	31.1 歳	31		
婚姻率 (人口千対)	4.7 人	4.9 人		7		
離婚率 (人口千対)	1.65 人	1.70 人		23		

項 目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
出生率 (人口千対)	7.9 人	7.6 人	10	平成 29 (2017)年	厚生労働省 「人口動態統計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.56 人	1.43 人	14			
死亡率 (人口千対)	11.0 人	10.8 人	34			
就業率		54.8%	53.7%	24	平成 27 (2015)年 10月1日	総務省 「国勢調査」
	女 性	46.2%	45.4%	26		
	男 性	64.3%	62.6%	22		
共働き率	46.1%	45.5%	33	平成 27 (2015)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)		148.9 時間	143.7 時間	24	平成 28 (2016)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」
	女 性	128.2 時間	124.1 時間	28		
	男 性	163.1 時間	160.0 時間	30		
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)		319.8 千円	315.6 千円	6		
	女 性	208.5 千円	210.1 千円	19		
	男 性	397.3 千円	403.3 千円	8		
平均勤続年数		13.1 年	12.1 年	3	平成 29 (2017)年	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査結果」
	女 性	10.1 年	9.4 年	13		
	男 性	14.6 年	13.5 年	1		
高等学校等進学率		98.6%	98.8%	35	平成 29 (2017)年	文部科学省 「学校基本調査」
	女 性	98.7%	99.0%	42		
	男 性	98.4%	98.6%	32		
大学等進学率(注3)		60.7%	54.7%	4		
	女 性	63.4%	57.3%	4		
	男 性	58.1%	52.1%	4		

(注1) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

(注2) 平成24(2012)年7月9日から住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれる。

(注3) 全日制・定時制高校の卒業生に限定した進学率である。